

第22回通常総会 招集ご通知

2026年5月21日

電力広域的運営推進機関

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 大山力

第22回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本機関の第22回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本総会は、ご来場を前提としない形で開催し、インターネット中継を行いますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本通知後、議案への質問等を受け付け、事前または総会当日に可能な限り回答いたします。
議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2026年6月17日（水曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれましては書面）により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2026年6月18日（木曜日）午前10時30分
2. 開催場所 電力広域的運営推進機関 会議室（東京都江東区豊洲六丁目2番15号）
 - ・本総会は、来場を前提としない形で開催といたしますが、当日のご来場に関しては連絡事項がございますので、総会の前日迄にご相談くださいますようお願い申し上げます。
 - ・詳細は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp>）にてお知らせ申し上げますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
 - <議決事項>
 - 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 業務規程の一部変更の件
 - 第3号議案 2025年度事業報告書の件
 - 第4号議案 2025年度決算の件
 - 第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件
 - <報告事項>
 - (1) 送配電等業務指針の一部変更の件
 - (2) 監査報告の件

以上

（ご留意事項）

1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2026年6月11日（木曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp>）でお知らせいたします。

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の内容
定款の一部について、別紙1のとおり変更いたしたいと存じます。
2. 変更の理由
記載の適正化（字句修正等）のためとなります。

第2号議案 業務規程の一部変更の件

1. 変更の内容
業務規程の一部について、別紙2のとおり変更いたしたいと存じます。
2. 変更の理由
国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

第3号議案 2025年度事業報告書の件

2025年度の事業報告書について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

第4号議案 2025年度決算の件

2025年度の決算について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款の一部変更の件、業務規程の一部変更の件、2025年度事業報告書の件、2025年度決算の件）の内容については、電気事業法の規定に基づき、今後、経済産業大臣に認可されるまでの間において、若干の修正が必要となる場合がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針の一部変更の件

1. 変更の内容
送配電等業務指針の一部について、別紙5のとおり変更いたします。
なお、本件は2026年5月20日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。
2. 変更の理由
国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

(2) 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の53第2項に基づき本機関監事が実施した2025年度に係る監査の結果について別紙6および別紙7のとおり報告いたします。

以上

定款の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. その他規定の変更

【該当条文：第12条、第56条の4（変更）】

- ・その他記載の適正化（字句修正等）。
- ・2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 214 1457 296">平成27年4月1日施行 令和7年4月1日変更</p> <p data-bbox="685 722 884 814">定款</p> <p data-bbox="483 1436 1086 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 214 2852 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="2080 722 2279 814">定款</p> <p data-bbox="1878 1436 2481 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成29年3月31日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年5月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和3年2月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和4年2月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和5年4月3日変更</p> <p>令和6年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成29年3月31日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年5月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和3年2月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和4年2月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和5年4月3日変更</p> <p>令和6年4月1日変更</p> <p><u>令和7年4月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(会員に対する制裁)</p> <p>第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針<u>その他本機関が定める規程</u>に違反したとき</p> <p>七 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(会員に対する制裁)</p> <p>第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針<u>その他本機関が定める規程等</u>に違反したとき</p> <p>七 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金)</p> <p>第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、<u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員</u>から、納付金を徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金)</p> <p>第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、<u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u>から、納付金を徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p>

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)

この定款は、令和8年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. 地内系統の運用容量の拡大に関する規定の変更

【該当条文：第113条、第117条（変更）】

- ・地内系統における緊急的な運用容量拡大スキームの導入に伴う変更。
- ・2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更

【該当条文：第32条の34（変更）】

- ・長期脱炭素電源オークションへのCCS付火力電源の対象追加に伴う変更。
- ・2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

3. その他規定の変更

【該当条文：第2条、第32条の43、第67条、第68条、第68条の2、
第72条、第116条、第130条、第133条、第153条（変更）
第32条の41の2、第71条の2（新設）】

- ・需給調整市場向けの連系線利用枠拡大の運用開始に伴う変更等。
- ・2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。ただし、第2条及び第130条の改正規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は本機関が運用容量を超える部分のマージンを管理するに当たって必要なシステムの運用を開始した日のいずれか遅い日から施行。

以上

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1121 214 1457 296">平成27年4月1日施行 令和8年4月1日変更</p> <p data-bbox="587 632 982 730">業務規程</p> <p data-bbox="483 1304 1086 1360">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 214 2852 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 632 2377 730">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1304 2481 1360">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更 <u>令和8年4月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 「<u>マージン</u>」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の一般送配電事業者たる会員の供給区域外からの調達のために、<u>連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</u></p> <p>十九 「<u>計画潮流</u>」とは、本機関が管理する容量登録（第43号に定める。）された潮流をいう。</p> <p>二十～四十五 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 「<u>計画潮流</u>」とは、本機関が管理する容量登録（第43号に定める。）された潮流をいう。</p> <p>十九 「<u>マージン</u>」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つために、<u>連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量、又は一般送配電事業者たる会員の供給区域外から調整力の調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する（ただし、反対方向の計画潮流を考慮した場合には、運用容量を超えて本機関が管理することができる。）容量をいう。</u></p> <p>二十～四十五 (略)</p>
<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>第5号から第8号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。</u></p> <p>一～八 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>第5号から第9号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。</u></p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 <u>火力電源のCCS（発電の用に供する燃料等の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の貯蔵率の確認 長期脱炭素電源オークションにおいて約定したCCS付の火力電源について、二酸化炭素の貯蔵率が容量確保契約に定められた一定の比率を下回っていないことの確認を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>経済的ペナルティの支払いの催告等</u>)</p> <p>第32条の41の2 <u>本機関は、経済的ペナルティの請求を受けたペナルティ対象事業者が、当該請求の支払い期限までに経済的ペナルティを支払わない場合は、催告書により当該請求に係る金額を支払うべき旨を催告する。</u></p> <p>2 <u>前項の催告書により指定する支払い期限は、請求の支払い期限の日が属する月の翌月の末日とする。</u></p> <p>3 <u>本機関は、第1項の規定による催告を受けたペナルティ対象事業者が、前項に指定する支払い期限までに第1項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。</u></p>
<p>(<u>容量拠出金の支払いの催告</u>)</p> <p>第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により <u>新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。</u></p> <p>2 前項の <u>新たな期限</u>は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。</p> <p>3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、<u>同項の新たな期限までに同項に規定する請求</u></p>	<p>(<u>容量拠出金の支払いの催告等</u>)</p> <p>第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により <u>当該請求に係る金額を支払うべき旨を催告する。</u></p> <p>2 前項の <u>催告書</u>により指定する支払い期限は、請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。</p> <p>3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、<u>前項に指定する支払い期限までに第1項に規</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。</p>	<p>定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。</p>
<p>(システムアクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一 (略) 二 <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)</u>第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの連系予約(送電系統へ発電設備等が連系等されたものとして取り扱うことをいう。第68条の2において同じ。)に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 2 (略)</p>	<p>(システムアクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一 (略) 二 <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成30年法律第89号。以下「海洋再エネ整備法」という。)</u>第10条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの連系予約(送電系統へ発電設備等が連系等されたものとして取り扱うことをいう。第68条の2において同じ。)に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 2 (略)</p>
<p>(接続検討の申込み及び接続検討の要請の受付) 第68条 本機関は、特定系統連系希望者の接続検討の申込み及び<u>再エネ海域利用法第8条第1項</u>の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。 2・3 (略)</p>	<p>(接続検討の申込み及び接続検討の要請の受付) 第68条 本機関は、特定系統連系希望者の接続検討の申込み及び<u>海洋再エネ整備法第10条第1項</u>の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。 2・3 (略)</p>
<p>(連系予約に関する要請の受付) 第68条の2 本機関は、<u>再エネ海域利用法第8条第1項</u>の規定による促進区域の指定に関する国からの連系予約の要請を受け付ける。 2・3 (略)</p>	<p>(連系予約に関する要請の受付) 第68条の2 本機関は、<u>海洋再エネ整備法第10条第1項</u>の規定による促進区域の指定に関する国からの連系予約の要請を受け付ける。 2・3 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>接続検討の申込件数の上限</u>) 第71条の2 本機関は、<u>系統用蓄電池(蓄電設備のうち、送電系統に接続するものをいう。ただし、発電設備又は需要設備と併設する蓄電設備においては、設備容量等を踏まえて、一般送配電事業者等が認めるものに限る。)</u>に係る接続検討について、前条第1項の規定により通知した一般送配電事業者等から、同一の系統連系希望者の接続検討の申込みの件数が、当該一般送配電事業者等が申込みの上限としてあらかじめ公表する件数を超過している旨の通知を受けたときは、<u>前条第2項の規定にかかわらず、当該件数を超過した接続検討の申込みについて、当該申込書類の確認、接続検討の申込みの受付及び当該一般送配電事業者等に対する接続検討の実施の依頼を行わない。</u> 2 本機関は、前項の規定により、一般送配電事業者等から接続検討の申込みの件数が申込みの上限を超過する旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を当該系統連系希望者に通知する。</p>
<p>(接続検討の回答) 第72条 本機関は、<u>前条第3項又は第4項</u>の規定による検討結果の確認を完了したとき(同条第3項又は第4項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき)は、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2 本機関は、前項の規定による回答を<u>前条第2項</u>の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。 3 本機関は、<u>前条</u>の規定による接続検討の結果、特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス(第75条に規定する電源接続案件一括検討プロセスをいう。以下この項において同じ。)の対象となる可能性がある場合には、第1項の回答及び説明に加え、電源接続案件一括検討</p>	<p>(接続検討の回答) 第72条 本機関は、<u>第71条第3項又は第4項</u>の規定による検討結果の確認を完了したとき(同条第3項又は第4項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき)は、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2 本機関は、前項の規定による回答を<u>第71条第2項</u>の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。 3 本機関は、<u>第71条</u>の規定による接続検討の結果、特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス(第75条に規定する電源接続案件一括検討プロセスをいう。以下この項において同じ。)の対象となる可能性がある場合には、第1項の回答及び説明に加え、電源接続案件一括</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p>	<p>検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p>
<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、一般送配電事業者たる会員への電気の供給に際し、連系線以外の流通設備の混雑の発生により、連系線の空容量を使用した電気の供給を全部又は一部制限する必要がある場合は、連系線（当該混雑の発生により空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。）の<u>マージン又は運用容量拡大分を使用する電気の供給の指示又は要請を行うことができる。</u></p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、一般送配電事業者たる会員への電気の供給に際し、連系線以外の流通設備の混雑の発生により、連系線の空容量を使用した電気の供給を全部又は一部制限する必要がある場合は、連系線（当該混雑の発生により空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。）の<u>マージン又は運用容量拡大分（供給信頼度低下を伴う運用容量の拡大分をいう。以下同じ。）を使用する電気の供給の指示又は要請を行う。</u></p>
<p>第117条 削除</p>	<p>(緊急時の地内基幹送電線の運用容量拡大分の使用)</p> <p>第117条 本機関は、<u>第152条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線の使用を制限する地内基幹送電線を維持し運用する一般送配電事業者たる会員に対し、需給ひっ迫一般送配電事業者等の申入れにより、当該地内基幹送電線について、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて使用した供給を行うことを、次の各号に掲げる手順により承認することができる。</u></p> <p>一 <u>本機関は、一般送配電事業者たる会員が自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために地内基幹送電線の運用容量拡大（運用容量に、運用容量拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、緊急時運用容量を一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）及び当該運用容量拡大分を使用する電気の供給を受けることを申し入れる場合又は本機関が当該運用容量拡大を必要と認める場合には、一般送配電事業者たる会員から、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報の提出を受けるとともに、当該運用容量拡大の必要性について説明を受ける。</u></p> <p>二 <u>第152条第2項第2号、第3項及び第4項の規定は、この項の場合において準用する。この場合において、第152条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。</u></p> <p>三 <u>本機関は、この項の規定により運用容量拡大を承認した場合には、緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</u></p> <p>四 <u>本機関は、一般送配電事業者たる会員による地内基幹送電線の運用容量拡大分の使用後に、その使用の妥当性について事後検証を行う。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)				
	<p>2 本機関は、前項の承認後、需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に、その申入れにより使用を希望する連系線の使用を制限する地内基幹送電線を維持し運用する一般送配電事業者たる会員に対し、当該地内基幹送電線について、運用容量拡大分を使用して電気の供給を行うことを指示することができる。</p>				
<p>(マージンの見直し) 第130条 (略) 2 前項第1号に掲げる場合において、見直し後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、<u>当該運用容量の値を見直し後のマージンの値とする。</u> 3・4 (略)</p>	<p>(マージンの見直し) 第130条 (略) 2 前項第1号に掲げる場合において、見直し後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、<u>マージンの値を見直し後の運用容量の値とする。ただし、反対方向の計画潮流を考慮したマージンの値については、運用容量の値を超えることができる。</u> 3・4 (略)</p>				
<p>(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項の規定に準じて空容量を算出し、公表する。</p> <p style="text-align: center;">別表10-2 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="219 884 1353 1020"> <tr> <td style="width: 20%;">空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td> <td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1)・(※2) (略) (※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第3項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。 (※4)～(※7) (略)</p>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流	<p>(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項の規定に準じて空容量を算出し、公表する。</p> <p style="text-align: center;">別表10-2 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="1611 884 2745 1020"> <tr> <td style="width: 20%;">空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td> <td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1)・(※2) (略) (※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第2項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。 (※4)～(※7) (略)</p>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流				
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流				
<p>(緊急時の連系線の使用) 第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(緊急時の連系線の使用) 第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを、次の各号に掲げる手順により承認するとともに、これを容量登録することができる。</p> <p>一 本機関は、一般送配電事業者たる会員が自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために連系線の運用容量拡大(運用容量に、運用容量拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、緊急時運用容量を一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。)及び当該運用容量拡大分を使用する電気の供給を受けることを申し入れる場合又は本機関が当該運用容量拡大を必要と認める場合には、一般送配電事業者たる会員から、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報の提出を受けるとともに、当該運用容量拡大の必要性について説明を受ける。</p> <p>二 前条第2項第2号、第3項及び第4項の規定は、この項の場合において準用する。この場合にお</p>				

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、前項の供給を行うことを承認する。</u></p> <p><u>一 本機関は、一般送配電事業者たる会員が自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大（運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）を必要と認める場合又は本機関が運用容量拡大を求めた場合には、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員から、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報の提出を受けるとともに、運用容量拡大の必要性について説明を受ける。</u></p> <p><u>二 本機関は、前条第2項第2号、第3項及び第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、前条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>三 本機関は、前項の規定により運用容量拡大を承認した場合には、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</u></p> <p><u>四 本機関は、運用容量拡大分の使用後に、その妥当性について事後検証を行う。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p><u>いて、前条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>三 本機関は、この項の規定により運用容量拡大を承認した場合には、緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</u></p> <p><u>四 本機関は、一般送配電事業者たる会員による連系線の運用容量拡大分の使用後に、その使用の妥当性について事後検証を行う。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2 (略)</u></p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第1条 本規程は、令和8年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条及び第130条の改正規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は本機関が運用容量を超える部分のマージンを管理するに当たって必要なシステムの運用を開始した日のいずれか遅い日から施行する。

2025年度 事業報告書

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視、電気の安定供給のために必要な供給力確保の推進及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

2. 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取ったときは、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑥ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。
- ⑦ 卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- ⑧ 認定整備等事業者に対し、認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。
- ⑨ ⑦⑧に掲げる業務を実施するため、広域系統整備計画を策定すること。
- ⑩ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑪ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑫ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑬ FIT・FIP交付金の交付、納付金の徴収を行うこと。
- ⑭ 交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理を行うこと。
- ⑮ ①～⑭に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- ⑯ ①～⑮に掲げる業務のほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- ⑰ 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- ⑱ F I T ・ F I Pの入札を実施すること。

3. 主たる事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

4. 会員の状況

2026年3月31日現在の会員数は、2、215事業者である。

(内訳) 一般送配電事業者：	10事業者
送電事業者：	3事業者
特定送配電事業者：	51事業者
小売電気事業者：	808事業者
登録特定送配電事業者：	39事業者
発電事業者：	1、414事業者
特定卸供給事業者：	142事業者

5. 役員の状況

2026年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	大山 力
理事	岸 敬也
理事	土方 教久
理事	高野 登志裕
理事	田山 幸彦
理事	榎谷 亨
監事 (非常勤)	古城 春実
監事 (非常勤)	千葉 彰

6. 評議員の状況

2026年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	山地 憲治	(公益財団法人 地球環境産業技術研究機構 理事長)
評議員	秋池 玲子	(ボストンコンサルティンググループ 日本共同代表)
評議員	伊藤 麻美	(日本電鍍工業株式会社 代表取締役)
評議員	牛窪 恭彦	(株式会社みずほ銀行 常務執行役員 リサーチ&コンサルティングユニット長兼CSuO)
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授)

評議員	倉貫 浩一	(株式会社読売新聞 東京本社 編集委員)
評議員	曾我 美紀子	(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士)
評議員	高村 ゆかり	(東京大学 未来ビジョン研究センター 教授)
評議員	竹川 正記	(株式会社毎日新聞社 東京本社 論説委員)
評議員	原 郁子	(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会 理事・東日本支部支部長)
評議員	圓尾 雅則	(SMB C日興証券株式会社 グローバル・インベスト メント・バンキング マネージング・ディレクター)
評議員	柳川 範之	(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
評議員	山内 弘隆	(武蔵野大学 経営学部 特任教授・一橋大学 名誉教授)

7. 職員の状況

2026年3月31日現在の職員数は、246名である。

II. 2025年度における個別業務の実施状況

本機関は、法第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用等を推進するため、2025年度は次のとおり業務を実施した。

1. 全国の需給の的確な管理

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、中長期から短期に至る全国の需給バランスを広域的に把握・評価し、供給力や調整力の確保を促進し、需給を管理・調整することにより、電力の安定供給を確実かつ効率的に確保することはますます重要となる。そのため、電気事業者の供給計画の取りまとめ、容量市場や長期脱炭素電源オークションなど供給能力の確保を促進する取組の推進、需給調整市場の改善、広域的な需給対応の円滑化、供給力・調整力の管理方法の高度化等を進めた。具体的には、各業務を連携させながら、以下の取組を実施した。

1-1. 中長期的な需給動向の把握

(1) 供給計画を通じた需給管理

各電気事業者から提出される2026年度供給計画を取りまとめ、「中長期的な供給力確保の懸念」「電源補修計画の調整の在り方の検討」「系統用蓄電池の導入拡大に伴う運用及び接続ルール整備」に関する意見を付して、2026年3月30日に経済産業大臣に送付した。なお、取りまとめにあたっては、2026年度供給計画から各月前半・後半に細分化し、端境期を含め、需要想定及び需給バランス評価を一層詳細に行う等、供給力管理の高度化に取り組んだ。

需要想定については、2026年度の供給計画の取りまとめに向け、2025年11月5日に需要想定要領の変更、2025年11月26日に需要想定的前提となる経済見通し、2026年1月21日に全国及び供給区域ごとの需要想定を公表した。なお、データセンター及び半導体工場の新増設による大規模な電力需要は、2024年度に公表した想定より、主にデータセンター事業者の計画後ろ倒し等が見られるが、長期的にはさらに増加していることを確認した。また、スマートメーターのデータについて、主に、最大需要電力想定への活用に向けデータの集約及び分析を行い、データ蓄積を継続した。

供給力等については、供給計画やその見直しを通じた需給バランスの評価に基づき、2026年度の供給能力の確保に向け、以下の取組を実施した。

- ・2025年9月時点において、東京エリアで年間EUE（年間における供給力不足の電力量の期待値）の基準値を超過していたため、個別電源単位の詳細情報も活用し、6・7・8月を中心に補修時期の調整に取り組んだ。
- ・2026年度供給計画の取りまとめ時点において、2026年度は東京エリアのみ年間EUEが目標停電量を超過したが、kW公募により改善する見込みとなる。2027年度は全てのエリアで年間EUEが目標停電量以内となったが、需給状況を見極めた上で必要に応じて需給対策を検討していくこととした。
- ・2028年度以降も、電源の休廃止や補修停止等により目標停電量を超過するエリアがあることを確認した。電源動向を注視し供給力を精査するとともに、需給対策が必要な場合は国や事業者と連携して対応していくこととした。

(2) 将来の需給管理の複数シナリオの検討

2025年度は、将来の電力需給バランスに関するシナリオ検討を実施した上で、その結果についてとりまとめ、2025年7月に報告書として公表した。公表後には、シナリオ活用を促進する取組も行い、また下期には、本報告書において今後の課題として提示されていたエリア別検討も行うなど、具体的には以下の取組を実施した。

- ・需要・供給力それぞれについて一定の幅を持った複数の「モデルケース」を設定し、その裏付けとなる設定根拠を合わせて提示。需要・供給力のモデルケースを組み合わせ、合計20個の需給バランスの「モデルシナリオ」を策定し、報告書として公表した。
- ・策定したモデルシナリオ毎にkW（電力）およびkWh（電力量）バランスを評価した結果、16のモデルシナリオで供給力不足になることを提示した。
- ・本報告書公表後、同報告書について、メディアからの取材に対応するとともに、主要な事業者への説明会を実施するなどのシナリオ活用を促進する取組を実施した。
- ・本報告書において、エリア別の検討や長期的な調整力確保状況の確認等が今後の課題として提示されており、2025年度下期には、主にエリア別の需要・供給力の配分について検討を行った。
- ・本検討については、シナリオの策定後も3～5年毎に見直すことを基本とし、それまでの間は前提条件等の変化を定期的に観測することとした。そのうえで、2026年度の詳細な定期観測に向けて、シナリオ策定時に想定した環境からの顕著な変化の有無を供給計画

の需要想定から確認する等、簡易的な分析を実施した。

1-2. 供給力の確保を促進する取組

(1) 容量市場、長期脱炭素電源オークション

電力の安定供給に必要な供給能力の確実かつ効率的な確保を促進する容量市場を適切に運営した。

実需給4年前のメインオークション、実需給1年前の追加オークション及び長期脱炭素電源オークションの実施に加え、実効性テストや容量停止計画調整等の実需給期間前業務、さらにはリクワイアメント・アセスメントや請求・交付等の実需給期間業務といった一連の業務の流れを、円滑、確実かつ安定的に継続するとともに、制度設計の点検や関連する他の制度改正等との整合性を取る対応についても、継続して実施した。

具体的には、以下の取組を実施した。

- ・これまで開催したメインオークション・追加オークションの実施状況及びその結果並びに実需給前・実需給期間中の各運營業務の実施状況を踏まえて、容量市場が効果的に機能しているかを長期的な視点で包括的に検証した。検証に当たっては、制度導入が先行する諸外国の先行事例等も参考にしつつ、関係者から容量市場の将来に向けた気づきやアイデア等を募る方法として「Call for Evidence」を実施した上で、検証結果をとりまとめ公表した。また、今回の検証作業を踏まえつつ、国と連携して必要な制度上の論点についても検討を進めた。
- ・2025年度に予定していた各オークションや実需給期間前業務、実需給期間業務を円滑かつ確実に遂行した。また、複数年度のオークション関連業務や契約管理業務、実需給期間業務等、業務が集中するため、外部リソースの活用を含めた運営体制の見直し・強化や業務運営の効率化にも取り組んだ。
- ・容量市場に係る取引に関して、小売電気事業者として納入が必要な容量拠出金を滞納した事業者と、容量提供事業者として納入が必要な経済的ペナルティを滞納した事業者が確認されたため、前者には名称公表や勧告を行った上で制裁を科し、後者には勧告を行うなど、ルールに基づき厳正に対処した。
- ・長期脱炭素電源オークションについて、制度変更も踏まえ、オークション業務、制度適用期間前及び制度適用期間中業務の実施に向けた業務詳細設計及び体制整備の検討を行った。
- ・市場ルール変更や業務運営方法の改善等を踏まえた、容量市場システムや約定処理ツール等の各種システム及びツールの機能追加等を行った。
- ・容量市場について、引き続き、発電事業者、小売電気事業者及び一般送配電事業者等に対して、制度内容や各事業者が求められる対応について周知することで理解を促進し、一般向けにも制度の意義や必要性を丁寧に解説する形で、情報発信を行った。

(2) 予備電源制度（電源入札等）の検討・実施

予備電源の初回募集結果を踏まえた国の審議会における制度詳細設計の見直し議論を念頭に、基本要件や募集要項・契約約款等を作成し、事業者向け説明会を開催した上で、2025年8月に2回目募集を開始し、2026年3月に落札電源の決定・公表を行った。併せて、

予備電源維持運用者の選定に係る評価委員会の実施や、契約管理・アセスメント対応等の契約決定から調達以降の業務設計を実施した。

その他の電源入札等に関しては、2026年度供給計画の取りまとめ時点において、東京エリアのみ年間EUEが目標停電量を超過したが、kW公募により改善する見込みであること、夏季・冬季を通じて厳気象H1需要に対する予備率が3%以上となることなどが確認できたため、実施の判断に至らなかった。

1-3. 調整力等の確保の取組

(1) 必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討

日々の安定供給に必要となる適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保及び再生可能エネルギーの主力電源化に向けた技術的課題等について、地内基幹系統における系統混雑の発生や老朽電源の休廃止の増加といった需給動向なども踏まえ、必要な検討を行い、以下のとおり整理した。

① 供給力予備力の適正な確保量の算定方法について

- ・供給信頼度評価における現状のEUE算定ツールを改修することで2027年度より必要供給力を月の前後半に分けて算出することができることを確認するとともに、ツール改修までの暫定対応についてもあわせて整理した。
- ・供給信頼度評価におけるEUE算定向け計画外停止率について、2022年度～2024年度の実績により見直すことを整理した。また、今般の需給ひっ迫等で補修停止計画調整が発生している状況や年間計画停止量が増加傾向であることを踏まえ、年間計画停止可能量及び追加設備量を増やす見直しを整理した。

② 系統混雑を前提とした供給信頼度評価手法の確立について

国際的に活用されている統合エネルギー最適化シミュレーションソフトウェア（PLEXOS）を系統混雑に対応した評価ツールとして活用する可能性について2024年度に引き続き検証を実施した結果、停電量を算定する指標値計算は実施可能であることを整理し、供給力を算定する収束計算は解決困難な課題があると整理した。収束計算が困難であることも踏まえた対応については、2026年度に検討を継続することとした。

③ 調整力の適正な確保について

一般送配電事業者による調整力の調達が、需給調整市場における商品区分ごとの必要量と設備量から充足状況の確認を広域運用も考慮の上で行った。その結果、2025年度の必要量に対して設備量が充足していることを確認した。

また系統混雑を踏まえた当面の需給運用として、混雑で制限される供給力を控除して予備率算定を行うこと、追加供給力対策は基本的には非混雑系統のみで行うこと、本機関による融通指示は地内系統混雑に応じて送電エリアを指定して実施することなどの整理をした。

④ 沖縄エリアの公募必要量等の検討について

調整力公募が継続する沖縄エリアについて、電源I-a（ガバナフリー（GF）機能）、電源I-a（負荷周波数制御（LFC）機能）、電源I-b、電源I'の公募必要量をそれぞれ整理した。また、公募の結果、必要な量の調整力が適切に確保されていることを確認した。

⑤ 中長期における調整力の充足状況の確認について

2024年度に整理した再生可能エネルギーの導入拡大を踏まえた中長期での調整力の必要量の計算方法にて、中長期（2028年度・2034年度）の調整力設備状況が全てのエリアにおいて充足する見通しであることを確認した。

⑥ 広域予備率（シグナル）に関する検討について

電力の安定供給を維持するために発電事業者、小売事業者及び一般の需要家等のステークホルダーに対し、どのようなシグナルを示すべきか検討を行い、小売事業者に対して広域予備率に加えて新たなシグナルとして、小売事業者の調達量と一般送配電事業者の想定需要の差分を一般送配電事業者の想定需要で割った「過不足率」を示すことを整理した。詳細な算出方法や導入時期、インバランス料金との関係については、継続議論とした。

⑦ 慣性力の適正な確保について

2024年度に整理を行った系統事故時に電源が運転を継続する機能・性能(FRT)要件の見直し案について、一般送配電事業者及び日本電機工業会（JEMA）と検討を実施した。その結果、現状では見直し案の実現は技術的に困難であるとの見通しを得たことから、新たに技術開発を行うことも考慮に入れた上で、2050年に向けた対応について、2026年度も引き続き検討を継続することとした。

(2) 需給調整市場の検討

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上で一層重要となる調整力を広域的かつ効率的に調達するプラットフォームである需給調整市場は、2024年度から全商品の調達・運用を開始した。一方で、応札量や価格などの課題に対し、より良い需給調整市場の実現に向けて、「需給調整市場検討小委員会」及び「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」での審議・検討を経て、以下のとおり対応を整理した。

① 需給調整市場における応札不足への対応

市場外調整力や緊急融通制御装置（EPPS）動作量を期待した募集量控除に加え、全商品の前日取引化をはじめとする2026年度の制度変更を踏まえた応札量の見通しについて整理した。

② 需給調整市場における残課題への対応

2026年度からの週間商品の前日取引化や機器個別計測、低圧リソースの導入に向けた対応について整理するとともに、将来の変動性再生可能エネルギーの調整力活用方法について検討した。

③ 三次調整力②に関する検証及び調達量低減に向けた取組

2025年度の三次調整力②の調達量の妥当性に関する検証及び2026年度の三次調整力②の必要量の事前評価を行うとともに、必要量の適正化に向け、現行の必要量算定手法である信頼度階級予測に加えて、信頼区間幅予測を併用した手法について検討した。

④ 系統混雑を考慮した調整力調達の考え方

系統混雑が不特定多数の箇所が発生するフェーズにおける調整力確保に関して、潮流変動（フリッジ）での対応方法について検討した。

(3) 同時市場の検討

現在、電力の効率的・安定的な調達について、卸電力市場や需給調整市場における取引の最適化に係る課題、一般送配電事業者における需給運用上の課題、発電事業者の電源運用や小売電気事業者の電気の調達における課題が顕在化している。これらの課題は、将来的な変動性再生可能エネルギーの増加に伴い、更に拡大することが想定される。その解決策として、発電機の特性を考慮しつつ、 ΔkW と kWh を同時に約定する同時市場の実現に向けた検討を国と連携しながら進めた。

2025年度は、国と共同開催する「同時市場の在り方等に関する検討会」にて、前日断面の市場（前日同時市場）とそれ以降の断面（時間前同時市場）における電源態勢、精算の仕組み等について論点整理や課題検討を行い、10月に「第二次中間とりまとめ」を公表した。

また、電源起動及び出力配分ロジックについては、高度な計算が必要となることから、専門家を集めた第三者検証体制にて、その実現性及び妥当性の検証を行い、「電源起動・出力配分ロジックの技術検証（検証A）の第二次中間取りまとめ」を公表した。さらに、同時市場における市場価格の平均値やボラティリティを確認するため、限界費用、平均費用及び ΔkW を考慮した価格等、複数の価格算定方法の比較検証が行われ、「同時市場における価格算定方法の検証（検証B）の第二次中間取りまとめ」を公表した。

今後、同時市場の導入に向けたロードマップに沿って、国と連携しつつ更に本格的に検討を深めていくこととした。

1-4. 需給監視及び安定供給確保の実現

(1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認

【電力需給検証】

電力需給検証については、電気事業者が保有する供給力と一般送配電事業者の需要予測に基づき夏季及び冬季を対象として行い、全国で電力の安定供給が確保できる見通しであることを確認した。

また、至近年の夏季では、早期梅雨明けや残暑継続の影響など、7月前半や9月後半にも作業調整、発動指令電源の発動といった需給の厳しい状況が継続したこともあり、2026年度からの各月前半・後半に細分化したバランスでの検証に向けて準備を進めた。

【電力需給モニタリング】

電力需給対策に万全を期すため、2025年5月23日開催の「第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」及び2025年10月31日開催の「第3回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」で整理された夏季・冬季の電力需給対策に基づき、電力需給モニタリングを kW （電力）及び kWh （電力量）の両面で実施した。 kWh モニタリングの実施にあたっては、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と相互の情報交換を定期的に行うとともに、国際的なエネルギー情報配信メディアを活用し、国内外の燃料情勢の動向の情報収集も実施しながら、燃料ひっ迫の状況に陥っていないかを確認した。

また、春季・秋季の需要端境期についても、週間計画から翌日計画にかけて追加起動可能な電源等の余力を確認することで需給ひっ迫リスクを評価した。

(2) 会員の需給状況に関する監視・管理

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所等と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。事業者の計画値同時同量に関する計画について、計画内及び複数の計画間の整合性を広域機関システム等にて確認し、エラーがある場合には、計画提出者に対して修正及び再提出を求めた。また、計画と実績の差（インバランス）の発生状況を事業者毎に毎月監視し、多量のインバランスを繰り返し発生させている事業者に対しては、注意喚起やヒアリング（計51事業者）を行い、改善を求めた。

(3) 需給状況が悪化した場合等の会員への指示等

2024年度から本格化させた広域予備率に基づく需給運用において、2024年度冬季から開始した調整力の調達未達による予備率低下対策として今後の対応見込み分を追加計上する等の暫定運用の継続並びに2025年度からの翌々日計画の48点化に的確に対応した。その中で、週間・翌々日計画公表時における「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」、翌日・当日計画公表時における「広域予備率低下に伴う供給力提供通知」を発信した場合には、実需給に至るまでの事業者の計画や広域予備率を特に注視するとともに、広域予備率が十分に改善せず需給状況が厳しくなる場合には、一般送配電事業者と協調して追加供給力対策を実施するなど必要な対応を行い、安定供給を確保した。

【電力需給悪化に伴う融通指示】

想定以上の高気温に伴う需要増加や再生可能エネルギーの出力減少、電源トラブル等に伴い当該エリアの供給力が不足し、広域的な融通を行わなければ、電力需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがあったため、以下のとおり、一般送配電事業者に対して電力を受電する指示を合計32回行った。

① 中国電力ネットワーク

6月17日：最大30万kW（電源トラブルに伴う供給力不足）指示回数1回

② 関西電力送配電

7月1日：最大149万kW（想定以上の高気温に伴う需要増加）指示回数2回

③ 北海道電力ネットワーク

7月2日：最大5万kW（電源トラブルに伴う供給力不足）指示回数1回

④ 九州電力送配電

8月1日：最大40万kW（想定以上の高気温に伴う需要増加）指示回数1回

⑤ 九州電力送配電

8月2日：最大40万kW（想定以上の高気温に伴う需要増加）指示回数1回

⑥ 中部電力パワーグリッド

9月3日：最大24万kW（太陽光発電の出力減少および電源トラブルに伴う供給力不

足) 指示回数1回

⑦ 関西電力送配電

9月17日:最大82万kW(想定以上の高気温に伴う需要増加) 指示回数1回

⑧ 関西電力送配電

10月3日:最大24万kW(想定以上の供給力減少) 指示回数2回

⑨ 関西電力送配電

10月8日:最大51万kW(想定以上の供給力減少又は想定以上の高気温に伴う需要増加) 指示回数6回

⑩ 関西電力送配電

10月15日:最大15万kW(想定以上の供給力減少) 指示回数1回

⑪ 関西電力送配電

11月5日:最大110万kW(天候悪化に伴う想定以上の需要増加、揚発水位制約による供給力減少) 指示回数2回

⑫ 関西電力送配電

11月6日:最大47万kW(発電所作業に伴う供給力減少) 指示回数1回

⑬ 北海道電力ネットワーク

11月17日:最大17万kW(電源トラブル及び風力発電の出力減少に伴う供給力不足) 指示回数1回

⑭ 関西電力送配電

11月17日:最大32万kW(発電所作業に伴う供給力減少) 指示回数1回

⑮ 東北電力ネットワーク

2月3日:最大76万kW(電源トラブルに伴う供給力不足) 指示回数1回

⑯ 北海道電力ネットワーク

2月8日:最大9万kW(想定以上の降雪に伴う需要増加) 指示回数2回

⑰ 東北電力ネットワーク

2月9日:最大46.3万kW(天候悪化に伴う想定以上の需要増加) 指示回数2回

⑱ 北海道電力ネットワーク

2月15日:最大8万kW(想定以上の低気温に伴う需要増加) 指示回数3回

⑲ 関西電力送配電

3月13日:最大57万kW(天候悪化に伴う想定以上の需要増加) 指示回数1回

⑳ 北海道電力ネットワーク

3月19日:最大6万kW(風力発電の出力減少に伴う供給力不足) 指示回数1回

【作業停止計画調整】

2025年9月には需給状況の悪化のおそれを受けて、計4日の電源の補修計画の変更を要請するなど、国や一般送配電事業者と連携して供給力確保に資する取り組みを実施した。

【広域予備率による需給運用における課題への対応】

2024年度からの下記需給運用に関する課題および暫定対策について、2025年11月26日開催の「第113回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」にて、以下の

とおりに整理した。

<課題>

- ① 予備率算定の考え方：調整力の調達未達による広域予備率低下
- ② 揚水発電の余力活用：揚水発電の余力範囲の影響によって、一般送配電事業者が調整力を確保できないこと及び予備率低下
- ③ 市場シグナルの実効性：適切な電源起動等を担保する仕組みや、小売電気事業者が計画値同時同量制度に対応することへの影響
- ④ 追加供給力対策の実施順位：安定供給、小売電気事業者が計画値同時同量制度に対応するインセンティブ、追加対策の経済合理性を考慮した発動判定基準の見直し要否

<暫定対策>

- ① 市場取引前の三次調整力②や余力活用での対応見込み分を含めた調整力必要量の供給力への計上
- ② 調整力不足時の対応策として揚水発電の一時的な運用主体変更の実施と供給力への計上
- ④ 揚水発電の運用切替・余力活用電源の追加起動の実施基準を広域予備率8%未満に、発動指令電源の発動・オーバーパワー運転等の実施基準を広域予備率5%未満に、それぞれ変更

・課題①③・暫定対策①について、暫定対策を継続しながら、恒久対策として、より実効性のある市場シグナル（小売事業者の調達量と一般送配電事業者の想定需要の差分を一般送配電事業者の想定需要で割った「過不足率」）について検討。

・課題②④・暫定対策②④について、暫定対策を継続、同時市場の検討状況や2025年度実績を踏まえて、必要に応じて恒久対策を検討。

【訓練の実施】

需給状況が悪化した場合に備え、実務習熟のため、一般送配電事業者の協力のもと、6月12日、11月28日に重負荷期を想定した供給力不足時の融通指示訓練、12月8日にkWh需給ひっ迫時の燃料制約を考慮した融通可能量算出訓練を行った。また、12月11日に広域的な計画停電量算出訓練を行った。

【下げ調整力不足時の対応】

下記一般送配電事業者からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、長周期広域周波数調整を行うため、関係する一般送配電事業者との調整を行い、再生可能エネルギー余剰電力の他エリアへの送電を合計481回行った。

- ① 北海道電力ネットワーク 調整回数10回
- ② 東北電力ネットワーク 調整回数64回
- ③ 東京電力パワーグリッド 調整回数1回
- ④ 中部電力パワーグリッド 調整回数21回
- ⑤ 北陸電力送配電 調整回数10回
- ⑥ 関西電力送配電 調整回数20回
- ⑦ 中国電力ネットワーク 調整回数99回
- ⑧ 四国電力送配電 調整回数99回

⑨ 九州電力送配電 調整回数157回

【再エネ出力抑制量低減のための更なる取り組み】

2023年5月29日開催の「第46回系統ワーキンググループ」で整理された方針に基づき、長周期広域周波数調整を行う際、受電エリアにおいても、必要に応じて調整電源に加え、非調整電源の出力を抑制して受電可能量を増やす運用を2025年4月より開始し、再生可能エネルギー出力制御の抑制に努めた。

(4) 再生可能エネルギー出力抑制時の検証

【再エネ出力抑制の妥当性の検証】

北海道、東北、中部、北陸、関西、中国、四国、九州及び沖縄（本島）の各エリアの再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の妥当性について事後検証とその結果公表を行い、法令等に則って適切に出力抑制が行われていたことを明らかにした（なお、2025年3月の関西エリア分について2025年8月に一部修正を行った。なお、東京エリアでは2026年3月に初めての出力抑制が行われており、検証については2026年度に行う）。

【検証業務の効率化】

2025年度は、2025年1月23日開催の「第1回次世代電力系統ワーキンググループ」で整理された方針に基づき、2023年度から効率化している九州エリアや、2024年度から効率化している東北、中国、四国エリアと同様に、中部、北陸、関西、及び沖縄（本島）の各エリアについても、四半期の出力抑制を対象に代表日を抽出し検証を行うことで、検証作業を効率化した。

【出力抑制の公平性の検証】

北海道、東北、中部、北陸、関西、中国、四国、九州及び沖縄（本島）の各エリアの2024年度の出力抑制について発電事業者に対して出力抑制があらかじめ定められた手順に沿って公平に行われていたかの検証を行い、その結果を2025年8月に公表した（なお、2023年度の中部エリア分、2023年度の関西エリア分、2022年度及び2023年度の四国エリア分、2023年度の沖縄（本島）エリア分について2025年8月に一部修正を行った）。

2. 次世代電力ネットワークの実現に向けた取組

電力システム全体を束ねる基幹インフラである電力系統においては、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給の見通しを踏まえ、脱炭素電源の活用拡大、安定的かつ安価なエネルギー供給に資する取組を先行的かつ計画的に進めることが重要である。

とりわけ、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代電力ネットワークの実現を目指し、第2次に当たる「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（2023年3月策定。以下第2次広域系統長期方針という。）に基づく広域系統整備計画の推進、高経年化設備更新の促進、「日本版コネクト&マネージ」など既存系統設備の有効活用や再生可能エネルギーの導入拡大に適したルール整備等に関し、各業務について連携しつつ、以下の取組を実施した。

2-1. 広域系統整備の推進

(1) 第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討の開始

5年に1度見直すこととしている広域系統長期方針について、第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討に着手した。「第7次エネルギー基本計画」（2025年2月閣議決定）や直近の供給計画を踏まえ、また、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性、系統整備に要するリードタイム、同時市場の検討等の環境変化にも配意しつつ、まずは第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望について、第7次エネルギー基本計画で示されたデータセンター等による電力需要変化の見通しなどの状況変化による影響を評価し、見直しの必要性について検討した。

(2) 広域系統整備計画の推進

第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望を踏まえ、電力の広域的取引の拡大や安定供給、再生可能エネルギーの主力電源化に資する広域系統整備計画の策定、計画の着実な推進及び実施段階の計画の検証に関し、以下の取組を実施した。

- ・北海道本州間連系設備（日本海ルート）について、可能な限り早期に広域系統整備計画を策定することを目指し、国や関係者と連携して、計画策定に向けた検討及び技術評価等を着実に行った。
- ・中国九州間連系設備について、実施案の評価等を着実にを行い、2025年10月15日に広域系統整備計画を策定し、整備を開始した。
- ・現在、事業実施段階にある広域系統整備計画（北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、東京中部間連系設備、中部関西間連系線及び中国九州間連系設備）について定期的に工事進捗等を把握するとともに、系統整備に伴う国民負担抑制の観点を含め、広域系統整備の実施段階における工事費等について検証した。
- ・事業者の予見性向上と国民負担の抑制を図ることを目的として、広域系統整備計画の計画策定段階及び計画実施段階等におけるコスト検証の手続きや方法（コスト増額時の扱いを含む）等の明確化を図るなどの具体的な検討を行い、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」を策定した。

(3) 系統整備に重要となる事業環境整備

本機関が主体となる系統設置交付金、特定系統設置交付金、広域系統整備交付金の交付業務及び値差収益を原資とした貸付業務について、2025年度から事業実施主体等による申請を前提とした本格的な運用に向けたワークフローの整備を行った。

(4) 高経年化設備の更新

「高経年化設備更新ガイドライン」（2021年12月策定）の高度化検討は、リスク量算定対象設備の拡大、リスク量算定の精緻化等の見直しの原案を策定し、広域系統整備委員会での審議を開始した。

また、広域連系系統の高経年化に対しては、第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望と整合性を取りながら、既設連系線等の設備更新を含めた設備形成を円滑に促進する仕組みの検討に着手した。

2-2. 系統利用及び運用の高度化

(1) 地域間連系線等の管理

2026年度以降の連系線運用容量の適切な算出、承認電源の変更申請への対応、系統情報の公表に係る制度変更への対応等として、以下の取組を実施した。

【運用容量等の管理】

- ・ 連系線の運用容量及びマージンの算出、公表並びに2026年2月9日開催の「運用容量検討会」及び「マージン検討会」における地域間連系線の最大限利用に資する観点での検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを算出及び公表した。
- ・ 翌年度以降の関西中国間連系線（中国向き）の熱容量限度値の見直しを行い、運用容量を拡大した。
- ・ 連系線の運用容量設定等に当たり、系統解析ツールによる系統解析を行うとともに、広域系統整備計画に基づく地域間連系線の拡大に対応するため、東北東京間連系線（東京向き）及び中地域交流ループに係る運用容量の算出方法の検討を進め、短期・長期の運用容量の算出に反映した。
- ・ また、中国九州間連系線（九州向き）の緊急時の運用容量拡大について整理を進め、広範囲な停電リスクのない拡大の算出方法を取りまとめ、運用を開始するとともに、2025年12月5日開催の「第9回将来の運用容量等の在り方に関する作業会」にて報告を行った。
- ・ 2025年度から作業停止計画の調整スケジュールを容量停止計画にあわせる運用が始まったことに伴い、運用容量・マージン算出においてもそのスケジュールと整合をとることとし、2025年10月6日開催の「運用容量検討会」及び2025年10月29日開催の「マージン検討会」での審議、及び関連規定の改定を経て、2026年度より運用を開始することとした。
- ・ 阿南紀北直流幹線の漏油障害に伴う運用制約について関係個所と協議を行い、公表を行った。連系線の稼働率が低下する問題に対し、対策案を取りまとめ、2026年2月16日開催の「第116回調整力及び需給バランス等に関する委員会」にて審議、報告した。

【承認電源、経過措置計画等の管理】

地域間連系線をルールに則って適切に運用するため、承認電源等について事業者から変更申請を受けた1件の変更審査及び定期審査を実施した。また、経過措置計画及び特定負担計画については一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場への入札実績との乖離の有無を毎月監視し、乖離を発生させた事業者に対してはヒアリングで理由を確認するとともに必要な注意喚起を実施した。なお、経過措置期間が2026年3月31日をもって終了となるため、経過措置計画の管理は2025年度末で終了する。

【小売電気事業者のスポット市場依存量の公表】

2025年度から小売電気事業者の調達状況に関する情報（エリア毎の小売電気事業者のスポット市場依存量（調達先未定数量）実績値）の公表を開始した。

（2）作業停止計画等の調整

会員から提出される広域連系系統等の作業停止計画について、太陽光などの再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化を踏まえて調整の実施時期等を選定した上で、2025年度の月間計画・計画外・緊急時の作業並びに2026年度及び2027年度分の年間計画の調整及び承認を行った。また、発電事業者側の長期的な予見性確保に資するため、2028年度以降において計画が具体化し、かつ連系線の運用容量に長期間影響を与える件名も併せて公表した。

（3）系統利用の高度化

再生可能エネルギー等の新規電源の早期連系と既存の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクト&マネージ」に関する以下の取組を実施した。

- ・ノンファーム型接続電源の増加に伴い、作業時等以外の平常時に発生する可能性のある系統混雑に備え、系統混雑の中長期見通しの精緻化等の検討を行うとともに、系統混雑による供給力や調整力への影響を評価する方法を検討した。中長期見通しにおいては、将来的な可能性についてあらかじめ備えることを目的に、複数の発電単価シナリオにて算出を実施した。
- ・基幹系統及びローカル系統の平常時における系統混雑の発生時に、一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力抑制を行った場合に、業務規程に基づき、送配電等業務指針に照らして、あらかじめ定められた再給電方式（一定の順序）の出力制御順に則って実施されたか妥当性について3件検証し、結果を公表した。
- ・N-1電制の導入による平常時の運用容量の拡大に関連し、N-1故障の発生時に保護継電器による速やかな発電抑制が行われた場合に、業務規程に基づき、送配電等業務指針に照らして、費用精算に関する妥当性について24件検証を実施した。
- ・系統アクセス検討の申込みが急増している系統用蓄電池の更なる導入促進のため、系統用蓄電池の順潮流（充電）側を含めた系統接続及び利用に関するルール整備について検討を進めた。

（4）効率的なアクセス業務

系統連系希望者から本機関に申込みのあった接続検討95件について、系統接続時の負担金や工期等について妥当性の確認を行うとともに、公平な扱いが行われていることを確認し、遅滞なく回答した。

系統アクセスに関する問い合わせ227件について適切に対応した。

また、ローカル系統におけるノンファーム型接続の受付開始を踏まえて、2024年度から運用を開始した「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス」について円滑な利用のための取組を行った。

(5) グリッドコードの検討

再生可能エネルギー導入拡大時の電力システムの信頼性や経済性を確保するため、系統に接続される電源等が従うべきルールであるグリッドコードを整備することを目的とした「グリッドコード検討会」にて検討審議を行い、以下の対応を実施した。

① フェーズ2 技術要件の整備

導入の急拡大が見込まれる蓄電池などを対象としたフェーズ2 技術要件について、2027年度頃までの要件化に向け検討を進め、4件の技術要件の審議を行い、1件については審議を完了した。

② これまでのグリッドコードの振り返り

早期に要件化が必要だと考えられる技術要件としてグリッドコード検討会で過去に審議を行ったフェーズ1 技術要件については、2023年4月に系統連系技術要件へ適用してから2年程度経過したことから、改めて要件適用後の振り返りを行い、要件化内容の明確化のため系統連系技術要件の一部修正案を提案し了承された。

(6) 災害時連携計画、相互扶助制度

災害の早期仮復旧に係る費用の負担を全国規模で調整する相互扶助制度について、一般送配電事業者からの年次拠出金を受け入れ、各申請案件について審査の上、9件の交付決定及び交付金の交付手続を適正に実施した。また、令和6年能登半島地震に係る申請案件において、「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」に基づき、追加申請の期限及び回数を限定しないものとする規定を適用し、柔軟な運用を行った。さらに、2026年度から2030年度までの拠出金総額及び積立基準額について、制度開始以降の災害等扶助交付金の交付実績等を踏まえ検討し、2025年7月2日開催の「第13回運営委員会」の審議を経て、設定を行った。

加えて、災害時連携計画について、各一般送配電事業者から提出を受けた電源車等の資機材保有状況等（別添3別紙及び別添4別紙）について、関係各所と調整の上、更新を行った。

3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進

第7次エネルギー基本計画を踏まえつつ、再エネ特別措置法に基づくFIT制度及びFIP制度や入札制度、太陽光発電パネルの廃棄等費用の積立など、各種積立に係る業務を以下のとおり適正かつ効率的に運用した。

- FIT制度及びFIP制度に係る納付金・交付金算定・入札に当たっては、法令・指針・規程類に則り、適正な算定及び情報管理を徹底しつつ、適正かつ効率的な業務運営を行った。さらに、需給近接型太陽光、FIP電源に対する支援強化等の制度改正に適切に対応するため、計算機システムの改修やオペレーションの整備を実施し、改正後の制度において適切な運用を実行した。また、入札業務においては、公正・公平な業務を確保するための厳正な情報管理の下、適正かつ効率的な業務運営を行った。
- 廃棄等費用積立に係る業務については、新たに開始された長期安定適格太陽光発電事業者向けの優遇制度に対応するため、システムの改修やオペレーションの整備を行い、改正後の制

度での適切な運用を実行した。また、風力発電設備を廃棄等費用積立の対象とする制度改正への対応に向けた体制整備などの検討を進めた。

- ・ 交付金相当額積立に係る業務に関する実務上の課題について、国及び送配電事業者と調整を行い、適切な運用スキームを確立した。
- ・ 再生可能エネルギー勘定に係る業務については、再エネ特別措置法、電気事業法に基づき、資金の借入れ・返済、さらに資金運用を適切に実施した。
- ・ 再生可能エネルギー関連業務に関する多数の事業者からの問合せに的確に回答するとともに、ウェブサイト及びFAQの充実を図り、分かりやすい情報提供を実現した。

4. システムの整備・安定運用

確実かつ効率的な業務遂行を実現する情報システムの整備を進めるため、国の制度改正を踏まえた開発、利用者利便性や業務効率化に資する開発等を計画的に実施した。同時に、経年化しつつあるシステムも含め安定稼働を確実に維持するため、計画的にメンテナンスや運用保守作業を実施した。

また、システムの整備及び更新等における質と効率性を一層向上させるため、CIOアドバイザー等専門家の知見の活用やOCCTOPMO活動を通じて、システム化範囲の妥当性確認、コスト精査、プロジェクトマネジメント強化、中長期を見据えた計画の全体調整等の取組を進めた。

(1) 広域機関システムの機能追加及び安定運用確保

一般送配電事業者をはじめとする電気事業者や取引所等との安定的なシステム連携の下、全国の系統の増強や効率利用に向けた制度改正に的確に対応し、広域運用を促進するため、広域機関システムの開発や維持管理等を計画的かつ着実に進めた。

- ・ 2026年度から運用開始される中地域交流ループ化に伴う3供給区域間の運用容量や計画潮流のフェンス管理への変更、需給調整市場における全商品の前日調達化などに対応したシステムの開発・リリースを実施した。
- ・ また、2027年度の運用開始を目指し、北海道本州間連系設備の増強への対応を進めた。
- ・ 現行の広域機関システム(以下「現行システム」という。)の維持管理及び保守においては、正常かつ安定した運用に万全を期すため、将来の現行システムのリプレース時期も見据えつつ必要最小限のハードウェア保守限界対策として計画的な機器等の更新を進めた。
- ・ システム運用については、データ連携等の不具合により、インバランス料金単価等に影響を及ぼす事象が複数発生したことを受け、原因の究明及び対策を実施し業務影響の解消を図るとともに、再発防止に向けた予防的対策を検討実施中。
- ・ 現行システムのリプレースについては、当初計画の2030年度末より以降も暫時延命させることを前提に、一般送配電事業者9社が共同で進める次期中給システム更改との協調及び機能分担等の検討・調整を進めた。
- ・ なお、現行システムは9社の中央給電システムと連携して広域運用を行っているが、次期中給システムへ接続先を変更する検討に加え、将来の広域機関システムのハード・ソフト

両面の構成見直し及びその実現可能性や安定的移行に係る技術的評価等を進めた。

(2) 容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等

容量市場、再生可能エネルギー関連、需要家の円滑な小売電気事業者の切替え（スイッチング）支援等の業務の適正かつ効率的な運営のため、2025年度は以下の取組を実施した。

- ・ 容量市場システムにおいては、2026年度実需給期間から制度変更となる発動指令電源の調整係数の考慮及び実需給期間の業務の適正かつ効率的な実施のためのシステム開発を進めた。また、長期脱炭素電源オークションで今後必要となるシステム開発を進めた。
- ・ 再生可能エネルギー関連システムにおいては、長期安定適格太陽光発電事業者の廃棄等費用積立の仕組み、需給近接型太陽光やFIP電源に対する支援強化等の制度改正への対応及び適正かつ効率的な業務運営のためのシステム開発を行った。
- ・ OAシステムにおいては、保守限界に伴うリプレースに向け、クラウドサービスの活用や内製化の検討も含めた全体設計、調達及び構築を進めた。
- ・ 上記のほか、スイッチング支援システム、広域予備率Web公表システム、ユニット別発電実績公開システム、会員情報管理システム、人事給与システム、会計システム等についても必要な改良、運用・保守等を計画的に行った。

(3) 情報システムのセキュリティ対策

本機関の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を一層強化するべく、以下の区分ごとの取組を実施し、重大なセキュリティ事故発生ゼロを維持した。

- ① 技術的対策：外部攻撃対策、内部不正対策、常時監視、セキュリティ統一基準策定等
- ② 物理的対策：セキュリティ区画管理、入退室管理、サーバーラックの施錠と鍵管理等の不正侵入防止対策等
- ③ 人的対策：職員への注意喚起、標的型攻撃メール訓練、セキュリティ自己点検、新規入職職員向けを含む各種研修、セキュリティインシデント発生時の連絡体制の見直し等

5. 事業を支える基盤整備及び組織運営・ガバナンスの強化

電力システムを取り巻く環境変化や制度拡充に対応し、複雑・多様化しつつ拡大する本機関の業務を支えるための基盤整備として、「組織体制についてのアクションプラン」（2021年6月策定）を踏まえつつ、①組織運営やガバナンスの強化、②人材確保や人材育成の強化、③情報収集や発信機能の強化といった「3つの強化」に取り組んだ。

5-1. 組織運営・ガバナンスの強化

(1) 組織体制及び多層的ガバナンスの構造

本機関では、電気事業法等に基づく国の規制や審議会等における議論、国の認可を受けた定款等に基づく総会や理事会、評議員会、委員会等の審議や決議、内部監査等により、多層的にチェックするガバナンスを構築しており、その実効性の一層の向上に努めた。

また、定款等の規定を踏まえた「会費滞納者名の公表」について、2024年度に引き続

き、迅速かつ的確に対応を進め、2025年9月、滞納していた会員5者に対し、数次にわたる督促・催告を経て、滞納者名を公表し、経済産業大臣へ報告した。

加えて、本機関は、昨今の業務の拡大、取り扱う資金の増大を踏まえ、役員の人材確保及び職務執行上のリスクに対する萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結した。当該保険契約により、被保険者（理事長、理事、監事）が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしている。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。

（2）予算・財務管理

本機関の運営は、基本的に電気事業者たる会員の会費・特別会費から成り立っており、効果的・効率的な事業運営や予算執行が強く求められていることから、四半期ごとに予算の執行状況及び支出見通しを把握し予算マネジメントを行っている。また、予算策定時には、当該予算の必要性、効率性、優先度などを一層精査するとともに、特別会費を請求する一般送配電事業者のレベニューキャップにおける位置づけや国の審査の考え方も踏まえ、システム予算規模の中期見通し等の情報共有を行い、各方面に必要な説明責任を果たしつつ、計画的な予算確保が円滑かつ確実に措置されるよう取り組んだ。予算執行時・調達時には、入札を原則とした適切な方法を選択し、情報管理・コンプライアンスの他、必要な透明性を確保することに関して役職員向け研修を行うなど、適正な執行及び経費節減に向けた取組を行った。

また、2024年度決算からは、外部監査も取り入れ、一般に構成妥当と認められる企業会計基準に準拠した適正表示との評価を受けた財務諸表等を、事業報告書とともに公表し、透明性を確保した。

加えて、「金利のある世界」に移行しつつある今、①余裕金の運用面では、引合い先を地銀等に拡大して、利息確保を図ったほか、②資金調達面ではシンジケート借入による参加行数の拡大により、利息低減を図った。

（3）監査・モニタリング

監査室が行う内部監査では、本機関の業務が、関係する法令及び諸規程等に則り適正、中立及び公平に行われているかについて、業務実施、財務報告、文書管理、情報管理及び情報セキュリティ等の観点から監査を実施した。

特に、財務報告については、会計規程等に基づき、FIT・FIP制度及び容量市場等における多額の資金を扱う業務に係る資金取引の内部統制が確実に実施されているか、また、その会計処理及び資金管理等の業務の適正性のモニタリングに重点を置いて監査を実施した。

情報セキュリティについては、第三者の専門性を活用した外部委託による監査を実施したほか、役職員に対する教育及び訓練等による内部モニタリングを併せて実施した。

また、監事監査、監査室による内部監査及び監査法人による会計監査が相互に連携する体制を築き、ガバナンスの実効性を一層高めた。このほか、内部通報制度等について適切に運

用した。

5-2. 人材確保・人材育成の強化

本機関の業務の拡大、複雑・多様化により、プロパー職員、出向者を問わず、様々な高いスキルを持つ職員の確保が一層求められている。

広く関連分野から実務経験や専門知識を有する職員を出向で受け入れる一方、公益最大化を追求する中立専門機関としての組織の使命、業務の継続性、個社情報を扱う部署の存在を踏まえても、プロパー職員の質的・量的な確保・育成は最優先課題と考え、2025年度も採用活動を強化し29名（新卒8名、中途21名）を採用した。特に新卒採用活動においては、売り手市場において知名度、処遇等の課題もあり採用の難度が増す中で、説明会の回数増、就活セミナー参加、初の1週間のインターンシップを開催等、積極的に展開した。

職員の育成に関しては、採用時研修、新卒者向け研修、現場視察、国の電力部署着任者との合同研修、職員の成長に合わせた階層別研修等を実施した。月に2回程度、全職員が参加可能な自主的勉強会もテーマを変えつつ継続的に開催している。

また職員の採用、定着にも資する福利厚生施策として、2025年度から、職員の健康、子育て、自己啓発等を支援すべくカフェテリアプランを導入した。

2025年5月28日開催の第7回電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループでの審議を受けて、同年12月24日開催の第14回運営委員会において、処遇の見直しに関し、メリハリを前提に必ずしも国準拠水準にとらわれず、人材確保のために必要な給与水準を確保していく方針が示された。これを受け、2026年度以降、少なくとも電力会社同等／以上に向けて段階的に実現していくことを目指し検討を開始するとともに、2025年度においては、人事院勧告を参照して足下必要な給与改善を実施した。

5-3. 情報収集・発信機能の強化

本機関の設立から10年が経過し、事業拡張などに伴い増改築を繰り返していたウェブサイトについて、リニューアルを実施した（2025年11月）。セキュリティ強化、内製化とともに情報発信力アップのため、コンテンツ再構築、階層構造の整理などユーザビリティ（利用者の利便性）向上を図った（ユーザー数：約6万人／月、閲覧数：約40万／月、と多くの方に閲覧いただいている）。また、新コンテンツ（採用サイト、設立10年の軌跡と未来）についても12月にリリースし、情報発信を進めた。

ウェブサイトでは、本機関の総会、理事会、評議員会や関係している各種委員会等の資料、議事録などを、引き続き適切に公開、一般向け情報や会員向け情報を積極的に発信した（新着情報630件、月平均で50件以上）。

報道対応では、取材、問合せ等（180件）に丁寧かつ臨機に対応するとともに、本機関からの能動的広報の取組として、「容量市場、（長期脱炭素電源オークション）」「将来の電力需給シナリオ」「全国及び供給区域ごとの電力の需要想定」などステークホルダーの関心が高い案件について説明・勉強会等を実施（14回）した結果、多くの事業理解・報道につながった。

さらに一般送配電事業者との広報連携強化を進めるため、中部、東北、関西、九州エリアの

報道機関へ、広域需給運用をはじめとした本機関の事業に係る勉強会を実施し、全国各地での情報発信、理解醸成に努めた。

年次報告書について、電力需給や電力系統の状況等に関し、本機関が収集した情報及び会員から提供される情報に必要な分析を加え、取りまとめて公表した。具体的には、業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務実績、翌年度及び中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、予備力及び調整力の評価並びに検証等に関する報告書を作成し公表した。また、各報告書に収録されたデータを分析に活用することができるよう、データ集として併せて整理しウェブサイトに掲載した。

海外関連機関との技術懇談や、欧州・アジア各国から本機関への視察の受け入れを15件実施した。また、6月にマレーシアで開催されたクリーンエネルギー大臣会合（CEM）の関連会合において日本の連系線増強に向けた取り組みをベストプラクティスとして紹介し、国際エネルギー機関（IEA）が9月に開催した電力セキュリティ諮問上級者会議において、日本のエネルギートランジションを紹介するなど、海外機関への情報発信と関連機関との情報交流を行なった。

調査及び研究については、本機関の業務に関連する海外の知見を活用し、国内の制度設計等における議論へ有効活用するべく、本機関の委員会や検討会における審議の内容について知見を反映させ、的確に情報発信・共有した。

5-4. その他必要な取組

(1) 災害等への対応

平常時において、災害等の緊急時における初動対応に係る体制を整備するとともに、総合防災訓練や、事業継続計画に基づき優先継続業務を遂行するべく西日本に構築したバックアップ運用拠点において、本機関職員が到着するまでの系統監視等の業務委託先である事業者に対する実技訓練を実施する等、災害対応力の更なる強化及び実効性向上に向けた必要な準備を進めた。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく指定公共機関であることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務計画について、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定等を踏まえた一部変更を行うとともに、国が開催する各種研修会に参加し、情報収集を行う等、不測の事態に備えた。

(2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決等

① 苦情相談及びあっせん・調停への対応

2025年度は、送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を9件受け付けた。2024年度からの継続案件2件を含め、計10件の対応を終了している。また、あっせん・調停手続きについては、1件の申請を受理した。

② 苦情相談の対応状況の公表

2024年度及び2025年度上期における苦情・相談対応の実施状況について、その

内容を取りまとめ公表した。

③ 勧告及び制裁の実施

会員による容量拠出金の滞納に対し、1件の勧告および1件の制裁を行った。加えて、経済的ペナルティの滞納に対しても、1件の勧告を実施した。

(3) 送配電等業務指針等の規程類の整備

2025年度は、定款の改正を1回（認可日：2025年3月26日）、業務規程の改正を2回（認可日：2025年3月26日、2025年7月22日）、送配電等業務指針の改正を2回（認可日：2025年3月26日、2025年7月22日）実施した。また、2026年4月施行に向け、2026年3月6日に業務規程及び送配電等業務指針の認可申請を行った（認可日：2026年3月31日）。主たる改正内容は、以下のとおりである。

① 連系線のマージン又は運用容量拡大分の使用に関する改正

需給状況を改善するためエリア間の電力融通を本機関が指示するに当たり、連系線の空容量には余裕があっても、地内系統の混雑の影響により空容量の使用を制限する必要が生じ、当該連系線を通じた融通量に制約が生じた事象が発生していることから、空容量の不足する別の連系線のマージン又は拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示又は要請できることを、本機関の業務規程において明記した。当該改正に伴う業務規程の変更については、2025年7月22日に経済産業大臣から認可を受けた（2025年8月1日から施行）。

② 運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する改正

容量停止計画や作業停止計画と一体的に調整を行うために、運用容量及びマージンの算出のスケジュールを、2026年度以降、2月末から1月末へ前倒しすることとした。当該改正に伴う業務規程の変更については、2026年3月6日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

③ 連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴う改正

2018年10月に連系線利用ルールを先着優先から間接オークションへ変更したことを踏まえ、長期連系線利用計画を対象として経過措置計画の管理に関し規定していたが、経過措置期間が終了となることから、当該規定を削除することとした。当該改正に伴う業務規程及び送配電等業務指針の変更については、2026年3月6日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

参考 電気事業法第二十八条の四十に位置づけられた本機関の業務との対照表

電気事業法 第六目 業務 (業務)	2025年度事業報告での記載箇所
第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	—
一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。	1-4.(2) 会員の需給状況に関する監視・管理
二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。	1-4.(3) 需給状況が悪化した場合等の会員への指示等
三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。	5-4.(3) 送配電等業務指針等の規程類の整備
四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。	1-1.(1) 供給計画を通じた需給管理
四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。	2-2.(6) 災害時連携計画、相互扶助制度
五 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。	1-2.(1) 容量市場、長期脱炭素オークション、(2) 予備電源制度（電源入札等）の検討・実施
五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2-1.(3) 系統整備に重要となる事業環境整備
五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	2-1.(3) 系統整備に重要となる事業環境整備
五の四 前二号に掲げる業務（第二十八条の四十八第一項、第二十八条の五十四第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、同項に規定する広域系統整備計画を策定すること。	2-1.(1) 第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討の開始、(2) 広域系統整備計画の推進
六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。	5-4.(2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決
七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。	5-4.(2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決
八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。	1-4.(1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認、(4) 再生可能エネルギー出力抑制時の検証

	<p>2-1. (4) 高経年化設備の更新</p> <p>2-2. (1) 地域間連系線等の管理、(2) 作業停止計画等の調整、(3) 系統利用の高度化、(4) 効率的なアクセス業務、(5) グリッドコードの検討</p>
<p>八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二十八条第二項(再生可能エネルギー電気特措法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による交付金の交付、再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。</p>	<p>3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進</p>
<p>八の三 再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十九の規定による交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理を行うこと。</p>	<p>3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進</p>
<p>九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>4. システムの整備・安定運用</p> <p>5-1. (1) 組織体制及び多層的ガバナンスの構造、(2) 予算・財務管理、(3) 監査・モニタリング</p> <p>5-2. 人材確保・人材育成の強化</p> <p>5-3. 情報収集・発信機能の強化</p> <p>5-4. (1) 災害等への対応</p>
<p>十 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。</p>	<p>1-1. (2) 将来の需給管理の複数シナリオの検討</p> <p>1-3. (1) 必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討、(2) 需給調整市場の検討、(3) 同時市場の検討</p> <p>1-4. (1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認</p> <p>4. (2) 容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等、(3) 情報システムのセキュリティ対策</p>
<p>2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。</p>	<p>—</p>
<p>一 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。</p>	<p>2-2. (6) 災害時連携計画、相互扶助制度</p>

<p>二 再生可能エネルギー電気特措法第七条第十項の規定による入札を実施すること。</p>	<p>3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進</p>
<p>3 推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。</p>	<p>—</p>

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会等の開催状況

2025年度の総会、理事会、評議員会及びその他各種委員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催状況

計3回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

2. 理事会の開催状況

計56回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計4回開催し、都度、議案及び議事録を公表した。

4. その他各種委員会の開催状況

- ・運営委員会 2回
- ・広域系統整備委員会 11回
 - ・計画評価及び検証小委員会 8回
- ・調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 10回
 - ・需給調整市場検討小委員会 6回
 - ・調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会 7回
 - ・将来の運用容量等の在り方に関する作業会 3回
- ・容量市場の在り方等に関する検討会 10回
- ・グリッドコード検討会 3回
- ・将来の電力需給シナリオに関する検討会 4回
- ・運用容量検討会 6回
- ・マージン検討会 4回
- ・スイッチング支援に関する実務者会議 2回
- ・同時市場の在り方等に関する検討会（資源エネルギー庁と共催）8回
 - ・同時市場における電源起動・出力配分ロジックの技術検証会 6回

2025年度 収入支出決算書(収入の部)

【合計】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	12,602,348	12,604,438	2,090	
会費	19,500	21,590	2,090	
特別会費	12,582,848	12,582,848	-	
預り納付金等取崩収入	13,941,422	13,322,556	▲ 618,866	
手数料収入	27,000	20,250	▲ 6,750	
その他収入	33,336,117	48,659,510	15,323,393	
非化石証書売却収入	24,353,035	38,362,960	14,009,925	
政府補助金収入	8,000,000	8,000,000	-	
受取利息	983,082	2,296,547	1,313,465	
その他	-	1	1	
前年度よりの繰越金	3,047,630	4,434,865	1,387,235	
合計	62,954,517	79,041,619	16,087,102	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(支出の部)

【合計】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	予算総則の規定による経費増額(D)	流用増減額(E)	支出予算現額(F=A+C+D+E)	支出決定済額(G)	翌事業年度への繰越額(H=F-G)	不用額(F-G-H)	備考
人件費	3,007,186	353,025	-	-	-	3,007,186	2,551,992	455,194	-	
役職員給与	2,498,937	264,921	-	-	-	2,498,937	2,152,037	346,900	-	
退職給付引当金繰入	86,773	22,078	-	-	-	86,773	78,623	8,150	-	
その他人件費	421,476	66,027	-	-	-	421,476	321,332	100,144	-	
租税公課	5,676,918	2,095	-	3,563,201	8,897	9,249,016	9,247,476	1,540	-	
固定資産関係費	7,000,708	1,537,528	-	-	-	7,000,708	6,035,789	964,919	-	
有形固定資産取得費	2,947,586	732,075	-	-	-	2,947,586	2,759,240	188,346	-	
有形固定資産除却費	3,900	-	-	-	-	3,900	1,554	2,346	-	
無形固定資産取得費	4,048,949	805,374	-	-	-	4,048,949	3,274,978	773,971	-	
修繕費用	273	80	-	-	-	273	16	257	-	
運営費	6,501,720	1,482,136	-	-	▲ 8,897	6,492,823	4,255,285	2,237,538	-	
支払利息	6,931,627	1,201	-	-	-	6,931,627	3,010,655	3,920,972	-	
預り納付金等繰入	33,336,117	2,573,677	-	15,323,391	-	48,659,508	48,659,508	-	-	
予備費	495,770	438,196	-	-	-	495,770	-	495,770	-	
合計	62,950,046	6,387,856	-	18,886,592	-	81,836,638	73,760,708	8,075,930	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

収入支出決算書に対する注記

電気事業法(昭和39年法律第170号)、「広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令」及び「会計規程及び会計・調達業務の細則に関する規程」並びに「決算報告書作成要領」を適用して、収入支出決算書を作成している。

資金の範囲

(1) 収入支出決算書の対象とする資金の範囲は、手元現金及び要求払預金とする。

(2) 収入支出決算書は、当該事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示しなければならない。

ただし、以下の勘定科目の増減に伴うものを除く

(ア) 預り金及び預り納付金等(会計・調達業務の細則に関する規程第36条及び第37条に掲げるものを除く)。

(イ) 投資有価証券

(ウ) 短期借入金及び長期借入金

2025年度 収入支出決算書(収入の部)

【広域系統整備交付金交付等業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	-	-	-	
会費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
預り納付金等取崩収入	43,617	18,751	▲ 24,866	
手数料収入	-	-	-	
その他収入	375,020	1,452,520	1,077,500	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	375,020	1,452,520	1,077,500	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	418,637	1,471,271	1,052,634	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(支出の部)

【広域系統整備交付金交付等業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	予算総則の規定による経費増額(D)	流用増減額(E)	支出予算現額(F=A+C+D+E)	支出決定済額(G)	翌事業年度への繰越額(H=F-G)	不用額(F-G-H)	備考
人件費	17,743	4,992	-	-	-	17,743	12,072	5,671	-	
役職員給与	14,744	4,029	-	-	-	14,744	10,266	4,478	-	
退職給付引当金繰入	512	228	-	-	-	512	277	235	-	
その他人件費	2,487	736	-	-	-	2,487	1,529	958	-	
租税公課	1,250	20	-	-	-	1,250	78	1,172	-	
固定資産関係費	4,756	1,594	-	-	-	4,756	677	4,079	-	
有形固定資産取得費	1,227	722	-	-	-	1,227	43	1,184	-	
有形固定資産除却費	23	-	-	-	-	23	-	23	-	
無形固定資産取得費	3,506	873	-	-	-	3,506	633	2,873	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	19,854	24,560	-	-	-	19,854	5,919	13,935	-	
支払利息	14	5	-	-	-	14	3	11	-	
預り納付金等繰入	375,020	64,468	-	1,077,500	-	1,452,520	1,452,520	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	418,637	95,636	-	1,077,500	-	1,496,137	1,471,271	24,866	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(収入の部)

【供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	-	-	-	
会費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
預り納付金等取崩収入	9,549,901	5,861,531	▲ 3,688,370	
手数料収入	-	-	-	
その他収入	32,961,097	47,206,987	14,245,890	
非化石証書売却収入	24,353,035	38,362,960	14,009,925	
政府補助金収入	8,000,000	8,000,000	-	
受取利息	608,062	844,027	235,965	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	42,510,998	53,068,519	10,557,521	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(支出の部)

【供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	予算総則の規定による経費増額(D)	流用増減額(E)	支出予算現額(F=A+C+D+E)	支出決定済額(G)	翌事業年度への繰越額(H=F-G)	不用額(F-G-H)	備考
人件費	125,701	17,133	-	-	-	125,701	111,034	14,667	-	
役職員給与	104,456	12,943	-	-	-	104,456	94,449	10,007	-	
退職給付引当金繰入	3,627	1,172	-	-	-	3,627	2,494	1,133	-	
その他人件費	17,618	3,019	-	-	-	17,618	14,090	3,528	-	
租税公課	1,370,248	-	-	459,610	-	1,829,858	1,829,489	369	-	
固定資産関係費	396,108	34,402	-	-	-	396,108	358,386	37,722	-	
有形固定資産取得費	5,024	2,914	-	-	-	5,024	129	4,895	-	
有形固定資産除却費	163	-	-	-	-	163	-	163	-	
無形固定資産取得費	390,921	31,488	-	-	-	390,921	358,256	32,665	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	730,792	6,855	-	-	-	730,792	554,813	175,979	-	
支払利息	6,927,052	42	-	-	-	6,927,052	3,007,808	3,919,244	-	
預り納付金等繰入	32,961,097	2,509,210	-	14,245,890	-	47,206,987	47,206,987	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	42,510,998	2,567,640	-	14,705,500	-	57,216,498	53,068,519	4,147,979	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(収入の部)

【交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	-	-	-	
会費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
預り納付金等取崩収入	50,595	41,373	▲ 9,222	
手数料収入	-	-	-	
その他収入	-	-	-	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	-	-	-	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	50,595	41,373	▲ 9,222	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(支出の部)

【交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	予算総則の規定による経費増額(D)	流用増減額(E)	支出予算現額(F=A+C+D+E)	支出決定済額(G)	翌事業年度への繰越額(H=F-G)	不用額(F-G-H)	備考
人件費	31,877	11,766	-	-	-	31,877	30,704	1,173	-	
役職員給与	26,489	9,485	-	-	-	26,489	26,109	380	-	
退職給付引当金繰入	920	541	-	-	-	920	706	214	-	
その他人件費	4,468	1,741	-	-	-	4,468	3,888	580	-	
租税公課	90	25	-	-	135	225	225	-	-	
固定資産関係費	7,629	2,496	-	-	-	7,629	1,642	5,987	-	
有形固定資産取得費	1,278	770	-	-	-	1,278	-	1,278	-	
有形固定資産除却費	41	-	-	-	-	41	-	41	-	
無形固定資産取得費	6,310	1,726	-	-	-	6,310	1,642	4,668	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	10,974	-	-	-	▲ 135	10,839	8,792	2,047	-	
支払利息	25	14	-	-	-	25	7	18	-	
預り納付金等繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	50,595	14,299	-	-	-	50,595	41,373	9,222	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(収入の部)

【災害等扶助交付金交付業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	50,275	32,017	▲ 18,258	
会費	78	55	▲ 23	
特別会費	50,197	31,962	▲ 18,235	
預り納付金等取崩収入	-	-	-	
手数料収入	-	-	-	
その他収入	-	-	-	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	-	-	-	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	50,275	32,017	▲ 18,258	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(支出の部)

【災害等扶助交付金交付業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	予算総則の規定による経費増額(D)	流用増減額(E)	支出予算現額(F=A+C+D+E)	支出決定済額(G)	翌事業年度への繰越額(H=F-G)	不用額(F-G-H)	備考
人件費	22,253	920	-	-	-	22,253	21,577	676	-	
役職員給与	18,492	572	-	-	-	18,492	18,340	152	-	
退職給付引当金繰入	642	109	-	-	-	642	506	136	-	
その他人件費	3,119	241	-	-	-	3,119	2,730	389	-	
租税公課	63	23	-	-	82	145	145	-	-	
固定資産関係費	5,950	2,053	-	-	-	5,950	1,271	4,679	-	
有形固定資産取得費	1,538	1,008	-	-	-	1,538	81	1,457	-	
有形固定資産除却費	29	-	-	-	-	29	-	29	-	
無形固定資産取得費	4,383	1,045	-	-	-	4,383	1,190	3,193	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	20,526	9,707	-	-	▲ 82	20,444	9,017	11,427	-	
支払利息	18	7	-	-	-	18	5	13	-	
預り納付金等繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	1,465	1,156	-	-	-	1,465	-	1,465	-	
合計	50,275	13,864	-	-	-	50,275	32,017	18,258	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(収入の部)

【入札業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	-	-	-	
会費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
預り納付金等取崩収入	-	-	-	
手数料収入	27,000	20,250	▲ 6,750	
その他収入	-	-	-	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	-	-	-	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	32,785	38,744	5,959	
合計	59,785	58,994	▲ 791	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(支出の部)

【入札業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	予算総則の規定による経費増額(D)	流用増減額(E)	支出予算現額(F=A+C+D+E)	支出決定済額(G)	翌事業年度への繰越額(H=F-G)	不用額(F-G-H)	備考
人件費	34,282	10,506	-	-	-	34,282	26,958	7,324	-	
役職員給与	28,488	8,411	-	-	-	28,488	22,932	5,556	-	
退職給付引当金繰入	989	501	-	-	-	989	604	385	-	
その他人件費	4,805	1,594	-	-	-	4,805	3,421	1,384	-	
租税公課	109	15	-	-	69	178	178	-	-	
固定資産関係費	6,191	5,141	-	-	-	6,191	-	6,191	-	
有形固定資産取得費	739	665	-	-	-	739	-	739	-	
有形固定資産除却費	44	-	-	-	-	44	-	44	-	
無形固定資産取得費	5,408	4,476	-	-	-	5,408	-	5,408	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	14,704	1,082	-	-	▲ 69	14,635	12,914	1,721	-	
支払利息	28	15	-	-	-	28	6	22	-	
預り納付金等繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	55,314	16,757	-	-	-	55,314	40,057	15,257	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(収入の部)

【左に掲げる業務以外の業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	12,552,073	12,572,420	20,347	
会費	19,422	21,534	2,112	
特別会費	12,532,651	12,550,885	18,234	
預り納付金等取崩収入	4,297,309	7,400,900	3,103,591	
手数料収入	-	-	-	
その他収入	-	1	1	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	-	-	-	
その他	-	1	1	
前年度よりの繰越金	3,014,845	4,396,121	1,381,276	
合計	19,864,227	24,369,442	4,505,215	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2025年度 収入支出決算書(支出の部)

【左に掲げる業務以外の業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	予算総則の規定による経費増額(D)	流用増減額(E)	支出予算現額(F=A+C+D+E)	支出決定済額(G)	翌事業年度への繰越額(H=F-G)	不用額(F-G-H)	備考
人件費	2,775,330	307,711	-	-	-	2,775,330	2,349,644	425,686	-	
役職員給与	2,306,268	229,483	-	-	-	2,306,268	1,979,938	326,330	-	
退職給付引当金繰入	80,083	19,530	-	-	-	80,083	74,034	6,049	-	
その他人件費	388,979	58,699	-	-	-	388,979	295,671	93,308	-	
租税公課	4,305,158	2,014	-	3,103,591	8,611	7,417,360	7,417,360	-	-	
固定資産関係費	6,580,074	1,491,844	-	-	-	6,580,074	5,673,811	906,263	-	
有形固定資産取得費	2,937,780	725,997	-	-	-	2,937,780	2,758,986	178,794	-	
有形固定資産除却費	3,600	-	-	-	-	3,600	1,554	2,046	-	
無形固定資産取得費	3,638,421	765,768	-	-	-	3,638,421	2,913,254	725,167	-	
修繕費用	273	80	-	-	-	273	16	257	-	
運営費	5,704,870	1,439,935	-	-	▲ 8,611	5,696,259	3,663,828	2,032,431	-	
支払利息	4,490	1,121	-	-	-	4,490	2,823	1,667	-	
預り納付金等繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	494,305	437,040	-	-	-	494,305	-	494,305	-	
合計	19,864,227	3,679,663	-	3,103,591	-	22,967,818	19,107,468	3,860,350	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
システム開発等に係る経費	5,201	8,374	13,576	4,276	9,299	2027年度まで
賃貸借経費	1,191	1,350	2,542	289	2,252	2031年度まで
保守管理運営業務等に係る経費	260	469	730	260	469	2031年度まで
合計	6,654	10,194	16,849	4,826	12,022	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) 金額については税込である。

(注3) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書に対する注記

電気事業法(昭和39年法律第170号)、「広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令」、「会計規程」及び「決算報告書作成要領」を適用して、債務に関する計算書を作成している。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2025年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2025事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	10,600	8,374
賃貸借経費	2,500	1,350
保守管理運営業務等に係る経費	500	469

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給付引当金繰入、電源入札拠出金および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条第1項に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第4条第2項に規定する収入支出予算の弾力条項については、非化石証書及び受取利息の増加に伴い収入金が予算額に比して増加したが、増加する金額を限度として、預り納付金等繰入予算を増額した。
5. 総則第4条第3項に規定する収入支出予算の弾力条項については、消費税の申告により納付額が増加するとき、預り納付金等取崩収入が予算額に比して増加したが、増加する金額を限度として、租税公課予算を増額した。
6. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準を超えた増加又は支給はなかった。

貸借対照表

2026年 3月31日 現在

(単位:千円)

科 目	合 計	広域系統整備交付金交付 等業務勘定	供給促進交付金交付業 務、調整交付金交付業 務、系統設置交付金交付 業務、特定系統設置交付 金返還金徴収業務、調整 交付金納付金徴収業務、 特定系統設置交付金返還 金徴収業務及び納付金徴 収業務勘定	交付金相当額積立金管理 業務及び解体等積立金管 理業務勘定	災害等扶助交付金交付業 務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外の業 務勘定	調 整
(資産の部)								
流動資産	887,056,336	229,684,276	508,297,490	48,997,860	5,723,309	22,905,593	71,522,879	▲ 75,073
現金及び預金	450,763,383	70,643	309,295,367	48,984,222	5,722,932	22,905,453	63,784,764	-
有価証券	425,400,000	229,400,000	196,000,000	-	-	-	-	-
未収金	693	-	58	-	-	-	75,708	▲ 75,073
貸倒引当金	▲ 110	-	-	-	-	-	▲ 110	-
未収還付消費税等	7,557,467	-	-	-	-	-	7,557,467	-
未収収益	337,828	213,429	124,398	-	-	-	-	-
前払費用	89,875	115	610	179	215	140	88,613	-
預り納付金等調整勘定	2,889,773	-	2,876,314	13,458	-	-	-	-
その他流動資産	17,424	87	741	-	161	-	16,434	-
固定資産	12,250,679	-	970,111	-	-	3,441	11,277,126	-
有形固定資産	3,930,750	-	-	-	-	-	3,930,750	-
建物	3,378	-	-	-	-	-	3,378	-
建物附属設備	127,396	-	-	-	-	-	127,396	-
工具器具備品	2,959,671	-	-	-	-	-	2,959,671	-
リース資産	63,342	-	-	-	-	-	63,342	-
建設仮勘定	776,963	-	-	-	-	-	776,963	-
無形固定資産	8,056,847	-	970,111	-	-	3,441	7,083,294	-
ソフトウェア	5,222,905	-	970,111	-	-	3,441	4,249,352	-
リース資産	118,900	-	-	-	-	-	118,900	-
ソフトウェア仮勘定	2,715,042	-	-	-	-	-	2,715,042	-
投資その他の資産	263,081	-	-	-	-	-	263,081	-
敷金及び保証金	263,067	-	-	-	-	-	263,067	-
その他	13	-	-	-	-	-	13	-
資産合計	899,307,016	229,684,276	509,267,602	48,997,860	5,723,309	22,909,035	82,800,005	▲ 75,073
(負債の部)								
流動負債	884,282,413	229,684,016	509,264,831	48,997,193	5,732,345	22,902,711	67,776,387	▲ 75,073
短期借入金	470,000,000	-	470,000,000	-	-	-	-	-
短期リース債務	150,284	-	-	-	-	-	150,284	-
未払金	182,500	4,719	39,949	12,074	8,765	9,566	182,497	▲ 75,073
未払費用	3,677,922	-	2,395,702	-	-	5,915	1,276,304	-
未払消費税等	2,235,699	-	1,530,852	-	-	-	704,847	-
預り金	22,895,312	-	48	-	-	22,886,518	8,745	-
預り納付金等	378,008,608	229,470,643	35,295,319	48,984,222	5,722,932	-	58,535,491	-
預り納付金等調整勘定	7,060,925	208,304	-	-	-	-	6,852,620	-
賞与引当金	58,497	286	2,433	737	532	584	53,923	-
役員賞与引当金	12,663	62	526	159	115	126	11,672	-
固定負債	94,374	259	2,770	666	546	632	89,498	-
退職給付引当金	60,179	169	1,686	433	334	394	57,160	-
役員退職慰労引当金	34,195	90	1,083	233	212	238	32,337	-
負債合計	884,376,788	229,684,276	509,267,602	48,997,860	5,732,892	22,903,344	67,865,886	▲ 75,073
(純資産の部)								
純資産								
利益剰余金(繰越損失(▲))	14,930,228	-	-	-	▲ 9,582	5,690	14,934,119	-
純資産合計	14,930,228	-	-	-	▲ 9,582	5,690	14,934,119	-
負債純資産合計	899,307,016	229,684,276	509,267,602	48,997,860	5,723,309	22,909,035	82,800,005	▲ 75,073

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損益計算書

自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月 31日

(単位:千円)

科目	合計	広域系統整備交付金交付等業務勘定	供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定	交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定	災害等扶助交付金交付業務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外の業務勘定	調整
経常収益	83,138,823	1,564,703	53,944,724	45,786	32,011	20,250	27,531,347	-
事業収益	80,682,236	18,751	53,034,090	45,786	32,011	20,250	27,531,347	-
会費収入	12,604,958	-	-	-	32,011	-	12,572,946	-
預り納付金等取崩収益	13,322,556	18,751	5,861,531	41,373	-	-	7,400,900	-
預り納付金等調整額	814,011	-	809,598	4,413	-	-	-	-
非化石証書売却収入	38,362,960	-	38,362,960	-	-	-	-	-
政府補助金収入	8,000,000	-	8,000,000	-	-	-	-	-
手数料収入	20,250	-	-	-	-	20,250	-	-
その他収入	7,557,500	-	-	-	-	-	7,557,500	-
事業外収益	2,456,586	1,545,952	910,634	-	-	-	-	-
受取利息	2,456,586	1,545,952	910,634	-	-	-	-	-
経常費用	80,182,616	1,564,703	53,944,724	45,786	36,054	43,057	24,548,289	-
事業費用	77,051,251	1,564,700	50,825,573	45,778	36,048	43,051	24,536,099	-
役員給与	122,566	646	5,487	1,661	1,200	1,319	112,251	-
職員給与	2,001,067	9,989	84,805	25,686	18,551	20,385	1,841,649	-
役員退職慰労引当金繰入	10,155	49	422	127	92	101	9,361	-
退職給付引当金繰入	24,188	118	1,006	304	220	241	22,297	-
退職金	75,274	368	3,131	948	685	752	69,388	-
法定福利費	301,734	1,510	12,823	3,884	2,805	3,082	277,628	-
福利厚生費	9,566	46	397	120	87	95	8,818	-
賃借料	521,058	1,794	11,742	3,483	3,320	2,785	497,932	-
委託費	4,029,493	4,201	555,053	7,662	6,335	10,916	3,445,324	-
通信運搬費	58,813	70	605	166	130	132	57,708	-
光熱水道費	26,034	122	115	35	227	27	25,507	-
消耗品費	86,894	376	4,066	456	640	119	81,235	-
旅費	46,371	168	2,063	36	313	30	43,759	-
研修費	15,225	76	648	0	141	0	14,359	-
租税公課	6,514,777	78	2,556,053	225	145	178	3,958,096	-
修繕費	1,834	6	-	-	12	-	1,815	-
減価償却費	3,295,273	-	374,518	-	-	2,064	2,918,690	-
損害保険料	919	4	38	11	8	9	847	-
賞与引当金繰入	58,497	286	2,433	737	532	584	53,923	-
役員賞与引当金繰入	12,663	62	526	159	115	126	11,672	-
貸倒引当金繰入	50	-	-	-	-	-	50	-
預り納付金等繰入	48,659,508	1,452,520	47,206,987	-	-	-	-	-
預り納付金等調整額	11,108,647	91,916	-	-	-	-	11,016,731	-
雑費	70,634	286	2,645	71	483	96	67,051	-
事業外費用	3,131,364	3	3,119,151	7	5	6	12,189	-
支払利息	3,121,998	3	3,119,151	7	5	6	2,823	-
固定資産除却費	9,336	-	-	-	-	-	9,336	-
雑損失	30	-	-	-	-	-	30	-
経常利益(経常損失(▲))	2,956,207	-	-	-	▲ 4,042	▲ 22,807	2,983,058	-
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益(当期純損失(▲))	2,956,207	-	-	-	▲ 4,042	▲ 22,807	2,983,058	-

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

2 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5年間）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額（職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額）を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額（役員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額）を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しています。なお、本機関が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ステップ1：顧客との契約を識別しております。

ステップ2：契約における履行義務を識別しております。

ステップ3：取引価格を算定しております。

ステップ4：契約における履行義務に配分しております。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識しております。

本機関の主要な事業における収益に関する履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ措置法」という。）第7条第10項の規定により、入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）に関する手数料
 本機関は入札業務の実施にあたって、入札参加者からの入札手数料を収益に計上しております。
 本件は、入札参加者に対して入札審査を実施し、参加資格の有無の通知をした一時点において履行義務が充足されると判断し、入札手数料を収益として認識しております。

(2) 徴収等業務規程第45条第2項の規定による、非化石証書の販売に関する業務に関する売却収入
 本機関は非化石業務の販売に関する業務の実施にあたって、証書購入者からの売却代金を収益に計上しております。
 本件は、証書購入者に非化石証書を引き渡した一時点において履行義務が充足されると判断し、非化石証書売却代金を収益として認識しております。

二 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

勘定区分名	広域系統業務勘定	再エネ業務勘定	積立金業務勘定	災害等扶助交付金交付業務勘定	入札業務勘定	その他業務勘定
金額	-	-	-	-	-	2,763,582

※ <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

※ 勘定区分名については、七 その他注記に記載の略称名を使用しております。

三 リースにより使用する固定資産に関する注記

1 ファイナンス・リース取引（借主側）

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、本機関の基幹システムによるものです。

無形固定資産

主として、本機関の基幹システムによるものです。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりです。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、本機関のホストコンピュータ及びコンピュータ端末機器によるものです。

無形固定資産

主として、本機関の基幹システムによるものです。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりです。

2 オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	166,614千円
1年超	735,880千円
合計	902,494千円

四 金融商品に関する注記

1 金融商品の時価等について

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

本機関は、資金運用については短期的な預金及び譲渡性預金に限定しております。

また、資金調達については電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の5第1項の規定により、同法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に必要な資金の借入れを行うため、経済産業大臣の認可を受け、公募入札により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

短期借入金は、主に業務に必要な資金の調達を目的としたものであり、すべて1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

短期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

預金、有価証券、短期借入金、預り金、預り納付金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

五 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

六 その他の注記

1 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(広域系統整備交付金交付等業務)

(1) 本機関は、電気事業法第99条の8第1項の規定に基づく納付を受け入れた場合には、広域系統整備交付金交付等業務勘定（以下「広域系統業務勘定」という。）において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、電気事業法第28条の40第1項第5号の2の規定により、交付金を支出した場合には、広域系統業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

2 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理（供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務）

(1) 本機関は、再エネ特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により納付金を受け入れた場合には、供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定（以下「再エネ業務勘定」という。）において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、再エネ特措法第2条の2第2項、第15条の2第1項、第28条第1項及び第28条の2第1項の規定により、交付金等を支出した場合には、再エネ業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

3 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務)

(1) 本機関は、積立金管理業務規程第16条第2項及び第17条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、再エネ業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すとともに、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定（以下「積立金業務勘定」という。）において、同額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、積立金管理業務規程第16条第3項、第17条第2項、第28条第1項及び第29条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、積立金業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(3) 本機関は、積立金管理業務規程第26条第1項により、解体積立金の取戻しに対応した場合には、積立金業務勘定において、当該取戻し額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

(4) 本機関は、積立金管理業務規程第10条第2項及び第11条第1項の規定により、交付金相当額積立金を積み立てた場合には、再エネ業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すとともに、積立金業務勘定において、同額を預り納付金等に計上しております。

(5) 本機関は、積立金管理業務規程第22条第1項の規定により、交付金相当額積立金の取戻しに対応した場合には、積立金業務勘定において、当該取戻し額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

(6) 本機関は、積立金管理業務規程第20条の規定により、交付金相当額積立金の本機関へ帰属した場合は、積立金業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すとともに、再エネ業務勘定において、同額を預り納付金等に計上しております。

4 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(災害等扶助交付金交付業務)

(1) 本機関は、定款第56条の3第3項に基づく災害等扶助拠出金の納付を受け入れた場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、電気事業法第28条の40第2項第1号の規定により、交付金を支出した場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該支出の額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

5 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理（左に掲げる業務以外の業務勘定）

(1) 本機関は、定款第55条の2第1項の規定により、拠出金を受け入れた場合には、左に掲げる業務以外の業務勘定（以下「その他業務勘定」という。）において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、業務規程第32条の35の規定により、交付金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

(3) 本機関は、定款第56条第1項の規定により、電源入札拠出金を受け入れた場合には、その他業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(4) 本機関は、業務規程第41条の規定により、電源入札金等補填金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

6 預り納付金等の繰入れに関する会計処理

(1) 本機関は、再エネ特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金を受け入れた場合及び徴収等業務規程第45条第2項の規定により非化石証書の販売に伴い収入を得た場合には、再エネ業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等へ繰り入れております。

(2) 本機関は、以下に掲げる余裕金の運用を行うに当たっては、当該運用により生じた収入額に相当する金額を預り納付金等へ繰り入れております。

一 広域系統整備交付金交付等業務に係る余裕金の運用(広域系統業務勘定)

二 再エネ特措法第41条において準用する再エネ特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再エネ特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定に係る余裕金の運用(再エネ業務勘定)

(3) 本機関は、業務規程第64条の5の規定により、貸付けに伴い受取利息収入及び手数料収入を得た場合には、広域系統業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等へ繰り入れております。

7 預り納付金等を充当し経費を支出した場合の会計処理

本機関は、業務を実施するために経費等を支出又は固定資産を取得し、その全部又は一部の財源として預り納付金等を充当したときは、各勘定において当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を預り納付金等取崩収益に計上しております。

8 預り納付金等調整勘定

本機関は、会計・調達業務の細則に関する規程第36条又は第37条に掲げる会計処理を実施した場合において、損益と収支に差異が生じた場合は、当該差異が解消されるまでの間、差額について預り納付金等調整勘定を計上するとともに、同額を預り納付金等調整額に計上しております。

9 預り納付金等の表示

預り納付金等の取崩額が預り納付金等計上額を上回る場合は、超過する金額を投資その他資産の部に交付金等立替額として表示しております。

10 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する取扱い

(1) 新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用する処理は行わず、その変更の影響は、当事業年度以降の財務諸表において認識しております。

(2) 流動資産から固定資産への区分変更や、経常損益から特別損益への区分変更等、財務諸表の表示区分を越える変更は、表示方法の変更として取り扱っております。流動資産から固定資産への区分変更や、経常損益から特別損益への区分変更等、財務諸表の表示区分を越える変更は、表示方法の変更として取り扱っております。

(3) 過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い組替える処理は行わず、当事業年度以降の財務諸表において、新たな表示方法での開示を行っております。過去の財務諸表における誤謬が発見された場合には、過去の財務諸表の遡及修正は行わず、過年度の損益修正額を原則として特別損益の区分に表示しております。

11 消費税等に関する会計処理について

(1) 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

12 業務に係る主要な預り金、預り納付金等の明細について

(単位：千円)														
勘定区分	内訳	期首残高	増加額/異動額						減少額/異動額				期末残高	
			当期受入額	補助金収入	非化石証書 売却収入	運用収入	他勘定受入額	計	交付金・取戻し額	事務費支出額	支払利息	他勘定支出額		計
広域系統業務勘定	広域系統整備交付金	178,847,665	49,189,208	-	-	1,452,520	4	50,641,733	-	18,752	3	-	18,755	229,470,643
再エネ業務勘定	調整交付金								2,622,979,115					
	供給促進交付金	▲120,214,833	2,788,295,818	8,000,000	38,362,960	844,027	-	2,835,502,806	51,110,633	2,853,722	3,007,808	41,373	2,679,992,653	35,295,319
積立金業務勘定	解体等積立金	18,256,687	29,513,770	-	-	-	23,208	29,536,979	22,632	23,203	4	-	45,841	47,747,825
	交付金相当額積立金	326,507	1,045,288	-	-	-	18,164	1,063,453	135,398	18,161	3	-	153,563	1,236,397
災害等扶助交付金交付業務勘定	災害等扶助交付金	2,762,448	6,210,043	-	-	-	-	6,210,043	3,249,559	-	-	-	3,249,559	5,722,932
入札業務勘定	入札保証金	23,573,439	1,799,824	-	-	-	-	1,799,824	2,486,746	-	-	-	2,486,746	22,886,518
その他業務勘定	容量市場拠出金	214,543,797	922,511,707	-	-	-	-	922,511,707	1,078,520,013	-	-	-	1,078,520,013	58,535,491
合 計		318,095,712	3,798,565,658	8,000,000	38,362,960	2,296,547	41,376	3,847,266,545	3,758,504,096	2,913,838	3,007,818	41,373	3,764,467,130	400,895,127

※ 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合があります。

※ <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

※ 本機関の業務に関係して受領している主な預り金、預り納付金等の状況について記載しております。

13 業務に係る短期借入金の明細について

(単位：千円)									
勘定区分	借入先	期首残高①	当期借入金②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③	平均利率%	支払利息 当期支出額	返済期限	用途
再エネ業務勘定	株式会社三菱UFJ銀行	340,000,000	-	▲340,000,000	-	0.310%	1,054,000	2025年5月8日	事業資金
再エネ業務勘定	株式会社大和ネクスト銀行	420,000,000	-	▲420,000,000	-	0.466%	1,953,782	2025年9月5日	事業資金
	株式会社三菱UFJ銀行								
	東京短資株式会社								
	株式会社あおぞら銀行								
	株式会社北洋銀行								
	株式会社日本政策投資銀行								
	株式会社ゆうちょ銀行								
	株式会社りそな銀行								
株式会社琉球銀行									
再エネ業務勘定	信金中央金庫	-	470,000,000	-	470,000,000	0.806%	-	2026年9月4日	事業資金
	株式会社大和ネクスト銀行								
	株式会社三菱UFJ銀行								
	株式会社りそな銀行								
	農林中央金庫								
	株式会社北洋銀行								
	株式会社ゆうちょ銀行								
	株式会社琉球銀行								
	株式会社北國銀行								
	中国銀行股份有限公司 東京支店								
東京短資株式会社									
株式会社SBI新生銀行									
株式会社百十四銀行									
合 計		760,000,000	470,000,000	▲760,000,000	470,000,000		3,007,782		

※ <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

財産目録
2026年3月31日現在

(単位:千円)

区分	摘要	合計	広域系統整備交付金交付等業務勘定	供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定	交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定	災害等扶助交付金交付業務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外の業務勘定	調整
(資産の部)									
流動資産		887,056,336	229,684,276	508,297,490	48,997,860	5,723,309	22,905,593	71,522,879	▲ 75,073
現金及び預金	みずほ銀行(東京中央支店) 他	450,763,383	70,643	309,295,367	48,984,222	5,722,932	22,905,453	63,784,764	-
有価証券	譲渡性預金	425,400,000	229,400,000	196,000,000	-	-	-	-	-
未収金	会費請求分、勘定間取引調整額	693	-	58	-	-	-	75,708	▲ 75,073
貸倒引当金		▲ 110	-	-	-	-	-	▲ 110	-
未収還付消費税等	消費税還付予定金額	7,557,467	-	-	-	-	-	7,557,467	-
未収収益	譲渡性預金の未経過利息	337,828	213,429	124,398	-	-	-	-	-
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	89,875	115	610	179	215	140	88,613	-
預り納付金等調整勘定	会計細則第38条に基づく調整額	2,889,773	-	2,876,314	13,458	-	-	-	-
その他流動資産		17,424	87	741	-	161	-	16,434	-
固定資産		12,250,679	-	970,111	-	-	3,441	11,277,126	-
有形固定資産		3,930,750	-	-	-	-	-	3,930,750	-
建物	事務所内設備 他	3,378	-	-	-	-	-	3,378	-
建物附属設備	電気・空調設備 他	127,396	-	-	-	-	-	127,396	-
工具器具備品	広域機関システム用機器、スイッチング支援システム用機器 他	2,959,671	-	-	-	-	-	2,959,671	-
リース資産	広域機関システム用機器、OA システム用機器 他	63,342	-	-	-	-	-	63,342	-
建設仮勘定	広域機関システム用機器、事務所内工事 他	776,963	-	-	-	-	-	776,963	-
無形固定資産		8,056,847	-	970,111	-	-	3,441	7,083,294	-
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、再エネ業務統合システム 容量市場システム 他	5,222,905	-	970,111	-	-	3,441	4,249,352	-
リース資産	広域機関システム、OAシステム 他	118,900	-	-	-	-	-	118,900	-
ソフトウェア仮勘定	広域機関システム、容量市場システム 他	2,715,042	-	-	-	-	-	2,715,042	-
投資その他の資産		263,081	-	-	-	-	-	263,081	-
敷金及び保証金	事務所敷金	263,067	-	-	-	-	-	263,067	-
その他		13	-	-	-	-	-	13	-
合計		899,307,016	229,684,276	509,267,602	48,997,860	5,723,309	22,909,035	82,800,005	▲ 75,073
(負債の部)									
流動負債		884,282,413	229,684,016	509,264,831	48,997,193	5,732,345	22,902,711	67,776,387	▲ 75,073
短期借入金	供給促進交付金交付業務等勘定の納付金を財源とする交付金に係る借入金	470,000,000	-	470,000,000	-	-	-	-	-
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム	150,284	-	-	-	-	-	150,284	-
未払金	委託費、消耗品費 他	182,500	4,719	39,949	12,074	8,765	9,566	182,497	▲ 75,073
未払費用	借入利息、役員給与、委託費、賃借料 他	3,677,922	-	2,395,702	-	-	5,915	1,276,304	-
未払消費税等	消費税納税予定金額、中間納税予定金額	2,235,699	-	1,530,852	-	-	-	704,847	-
預り金	源泉所得税、入札保証金 他	22,895,312	-	48	-	-	22,886,518	8,745	-
預り納付金等	拠出金・納付金(広域系統整備、再エネ、非化石証書 容量市場拠出金 他)	378,008,608	229,470,643	35,295,319	48,984,222	5,722,932	-	58,535,491	-
預り納付金等調整勘定	会計細則第38条に基づく調整額	7,060,925	208,304	-	-	-	-	6,852,620	-
賞与引当金	職員賞与今期計上分	58,497	286	2,433	737	532	584	53,923	-
役員賞与引当金	役員賞与今期計上分	12,663	62	526	159	115	126	11,672	-
固定負債		94,374	259	2,770	666	546	632	89,498	-
退職給付引当金	職員に対する退職金今期引当分	60,179	169	1,686	433	334	394	57,160	-
役員退職慰労引当金	役員に対する退職金今期引当分	34,195	90	1,083	233	212	238	32,337	-
合計		884,376,788	229,684,276	509,267,602	48,997,860	5,732,892	22,903,344	67,865,886	▲ 75,073
純資産		14,930,228	-	-	-	▲ 9,582	5,690	14,934,119	-

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

送配電等業務指針の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. 地内系統の運用容量の拡大に関する規定の変更

【該当条文：第208条の2（変更）】

- ・地内系統における緊急的な運用容量拡大スキームの導入に伴う変更。
- ・2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

2. その他規定の変更

【該当条文：第88条、第97条、第105条、第208条、第208条の3、
第266条（変更）
第81条の2（新設）
附則第2条（新設）】

- ・系統アクセス業務における契約の要件に関する規定の変更等。
- ・2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。ただし、第266条の改正規定は、2027年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

以上

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1092 214 1457 296">平成27年4月28日施行 令和8年4月1日変更</p> <h1 data-bbox="388 722 1190 821">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="483 1436 1092 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 214 2843 296">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1783 722 2585 821">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1878 1436 2487 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更 <u>令和8年4月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p>	<p>(接続検討の申込件数の上限)</p> <p>第81条の2 一般送配電事業者等は、系統用蓄電池（蓄電設備のうち、送電系統に接続するものをいう。ただし、発電設備又は需要設備と併設する蓄電設備においては、設備容量等を踏まえて、一般送配電事業者等が認めるものに限る。）に係る接続検討について、同一の系統連系希望者の接続検討の申込みの件数が、一般送配電事業者等が申込みの上限としてあらかじめ公表する件数を超過しているときは、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該件数を超過した接続検討の申込みについて、当該申込書類の確認、第83条第1項に定める検討料の額の通知及び接続検討の申込みの受付を行わないものとする。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の規定による同一の系統連系希望者の接続検討の申込みの件数が申込みの上限を超過するときは、速やかにその旨を当該系統連系希望者に通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、業務規程第71条第1項の規定により、本機関から通知を受けた場合において、第1項の規定による同一の系統連系希望者の接続検討の申込みの件数が申込みの上限を超過するときは、速やかにその旨を本機関に通知しなければならない。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、第2項又は前項の規定により上限を超過するか否かについて、同一の系統連系希望者の接続検討の申込件数のうち、業務規程第72条第1項に規定する接続検討の回答を行っていないもの又は第85条第1項に規定する接続検討の回答を行っていないものの件数に応じて判断するものとする。</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第5項に規定する契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一 系統連系希望者（選定事業者（再エネ海域利用法第13条第2項第10号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第5項に規定する契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一 系統連系希望者（選定事業者（<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第16条第2項第10号</u>に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(連系予約の確定)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>第105条第1項第2号から第5号までの規定により連系承諾後に連系等を拒んだ場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(連系予約の確定)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>一般送配電事業者等が、第105条第1項第2号から第5号までの規定により連系承諾後に連系等を拒んだ場合</u></p> <p>四 <u>系統連系希望者が、連系承諾後、2か月を超えて発電設備等（F I P電源又はF I T電源となる予定の発電設備等を除く。）を設置する用地の使用権原を証する書類を提出しない場合（ただし、2か月以内に当該書類の提出が困難であると合理的に認められるときは、一般送配電事業者等が別途定める期間を超えて当該書類を提出しない場合）</u></p> <p>五 <u>系統連系希望者が、前号に規定する書類又は第88条第1項若しくは第123条の2第1項に規</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）</p> <p>第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。</p> <p>一 <u>第97条第2項第1号及び第2号の規定により連系予約を取り消した場合</u></p> <p>二～五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>定する申込書類に関して、虚偽の記載等を行った場合</p> <p>（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）</p> <p>第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。</p> <p>一 <u>第97条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定により連系予約を取り消した場合</u></p> <p>二～五 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>第208条 <u>削除</u></p>	<p>（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用）</p> <p>第208条 <u>一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージンを使用する必要を認めるとき又は本機関からマージンを使用することを求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画並びに当該マージン使用の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、当該マージン使用の必要性について本機関に説明する。</u></p>
<p>（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用）</p> <p>第208条の2 <u>一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。</u></p>	<p>（緊急時の地内基幹送電線の運用容量拡大分の使用）</p> <p>第208条の2 <u>一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは需給ひっ迫のおそれに対応するために地内基幹送電線の運用容量拡大分を使用する必要を認めるとき又は本機関から運用容量拡大分を使用することを求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、当該運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</u></p>
<p>（緊急時の連系線の使用）</p> <p>第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは需給ひっ迫のおそれに対応するために<u>運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（緊急時の連系線の使用）</p> <p>第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは需給ひっ迫のおそれに対応するために<u>連系線の運用容量拡大分を使用する必要を認めるとき又は本機関から運用容量拡大分を使用することを求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、当該運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</u></p> <p>2 （略）</p>
<p>（低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合）</p> <p>第266条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している低圧F I T電源が調達期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までの規定は適用しない。</u></p>	<p>（低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合）</p> <p>第266条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している低圧F I T電源が調達期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第254条まで、第255条第2項及び第3項、第256条から第258条まで並びに第260条から第262条までの規定は適用しない。</u></p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第1条 本指針は、令和8年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第266条の改正規定は、令和9年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

（連系予約の取消要件の追加適用）

第2条 第97条及び第105条の改正規定は、系統アクセス業務のうち契約申込みのプロセスにおける用地の使用権原を証する書類の提出に関して、託送供給等約款の変更の効力が一般送配電事業者において生じた日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件について、適用する。

電気事業法第28条の53第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の2025年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を開覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意見

2025年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等の規定に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2026年5月20日

電力広域的運営推進機関

監事 古城 春 実

監事 千葉 彰

監査報告書

電気事業法（以下「法」という。）第28条の20第3項及び第28条の53第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2025年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、3回の総会、55回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会議を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令及び諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は、法令及び諸規程等の規定に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 2025年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の53第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2026年5月20日

電力広域的運営推進機関

監事 古城 春 実

監事 千葉 彰